

博 士 学 位 論 文

内 容 の 要 旨
お よ び
審 査 結 果 の 要 旨

第 12 号

2015 年 3 月

熊 本 学 園 大 学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、平成 27 年 3 月 24 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 38 号	博（甲）商 第 8 号	博士（商学）	田中 仁美	事業承継税制の現状と課題 －事業承継における非上場株式の評価等 を中心として－	1
甲第 39 号	博（甲）経済 第 6 号	博士（経済学）	Morrow Jeffrey Stewart	Procuring Better Employment and Income in Tourist Industry, Siem Reap, Cambodia: The Role of English Communication Ability	18
甲第 40 号	博（甲）文学 第 4 号	博士（文学）	王 一 萍	19 世紀上海方言動詞研究	22
甲第 41 号	博（甲）社会福祉 第 15 号	博士（社会福祉学）	星野 秀治	基礎年金の法的構造の分析と規範的検討	29
乙第 3 号	博（乙）経済 第 2 号	博士（経済学）	長島 正治	労働移動の開発経済分析 ハリス＝トダロー・モデルの理論的系譜	40

氏 名（本籍）	田中 仁美（長崎県）
学 位 の 種 類	博士（商学）
学 位 記 番 号	博（甲）商 第8号
学位授与の日付	平成27年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学 位 論 文 題 目	事業承継税制の現状と課題 －事業承継における非上場株式の評価等を中心として－
論 文 審 査 委 員	（主査）熊本学園大学教授 末永 英男
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 工藤栄一郎
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 池上 恭子

内容の要旨

わが国の企業数の99.7%、雇用の約7割を占めている中小企業は、わが国の産業基盤を支え、地域の経済・社会において重要な役割を果たしている。しかし、少子高齢化等や相続税の過重負担により事業承継が困難となっている。

中小企業の事業承継税制問題は、「個人企業の承継問題」と「中小法人、特に同族会社の承継問題」に大別される。そのポイントは、個人企業では「土地の評価」であり、中小法人、特に同族会社では「株式の評価」である。つまり、事業承継税制の課税の軽減対象は、主に、事業上の土地と非上場株式である。

そこで、本論文では、中小企業の事業承継円滑化のための「事業承継税制」について、中小企業における事業承継の現状を把握しつつ、非上場株式等を中心とした現行制度の問題点と課題を考察し、今後の事業承継税制における提言としたい。

本論文は、3部構成となっており、第1部は第1章と第2章からなり中小企業の事業承継の実態を明らかにした。次いで、第2部は第3章から第6章までで事業承継制度における制度面を考察した。第3部は第7章から第9章までで事業承継の立場から見た非上場株式評価について問題点と課題について考察した。本論文の構成は以下のとおりである。

序 章 研究テーマの背景・目的および論文構成

第1部 中小企業の事業承継

第1章 事業承継の現状

第2章	事業承継形態の現状と課題
第2部	事業承継制度
第3章	欧米主要国の事業承継税制
第4章	わが国の事業承継税制
第5章	小規模宅地等の事業承継税制
第6章	非上場株式等の新事業承継税制
第3部	事業承継における非上場株式評価
第7章	非上場株式評価の問題点
第8章	非上場株式評価の変遷
第9章	非上場株式評価方式の課題
終章	本論文の総括

第1章 事業承継の現状

本章では、なぜ中小企業において事業承継税制が必要なのか、中小企業の特長や役割を概観しつつ、「2013年版中小企業白書」を基に、中小企業の事業承継を取り巻く現状を明らかにする。

中小企業は、わが国経済の発展のみならず海外においても大きな役割を果たし、さらには経済活性化の担い手として、地域経済への貢献が期待されている。その中小企業の事業承継者にとって、事業用財産は収入の源であり、生活の基盤でもある。よって、これらの財産は生存権的財産とされ、担税力が弱く、それ故、現行の画一的な課税をするのではなく、軽減するという形で担税力に応じた課税を実現することが重要となる。

ところが、中小企業の事業承継を取り巻く現状は、経営者の高齢化とともに円滑な事業承継が困難となり、廃業に至るなど様々な理由がある。また、先代経営者と後継者との関係も年々変化しており、近年では、親族内承継から親族外承継へと変化し、親族内での後継者の確保が困難となっている。さらに、わが国の中小企業は、そのほとんどが同族会社であるとされ、「①会社と経営が一致し分離していない。②借入に対して経営者の個人保証や個人資産の担保を提供している場合が多い。③経営者個人名義の不動産を事業のために使用するなど家業と企業が密接な関係をもっている」といった特性がある。

このような中小企業特有の事情は、中小企業の事業承継問題を考える上で、円滑な事業承継を阻害する原因となり、事業承継が進まない背景の一つとなっている。

第2章 事業承継形態の現状と課題

本章では、親族内承継と親族外承継の現状を踏まえ、これらが抱える課題とは何か、また、事業承継の課題とは何かについて考察する。

事業承継形態には、親族内承継、従業員等および第三者による親族外事業承継（M&A）の三つの方法がある。

中小企業においては、経営者に自社株式の多くが集中しており、さらに、家屋や土地などの経営者の個人資産を事業用に投入していることも多い。しかも、相続時における自社株式、特に自らが経営者となっている会社の「非上場株式」の評価額が、現状の評価制度では高く評価される傾向があり、納付すべき相続税を高めてしまう。すなわち、親族内承継においては、相続税の税負担が問題となってくる。

後継者難が深刻化する中小企業の現況をみると、今後 M&A の活用が増えていくことが予想される。特に後継者のいない企業は、事業売却による事業引継が、後継者難を解決する有効な手段の一つとなるからである。M&A が事業承継手法の一つとして広く認識されるようになれば、経営者は、将来の企業売却も視野に入れた企業価値向上へ取り組み、ひいては、中小企業の生産性向上、経営安定化へとつながり、地域経済、雇用・技能伝承へと発展していくであろう。健全な企業の場合、後継者不在により廃業を考えるよりは、M&A を考えることにより、企業存続がもたらす地域経済、地域雇用、技能伝承などへのメリットを考える方が、その効果は非常に大きい。そのためには、中小企業経営者が M&A による事業承継を現実的な選択肢として検討できるよう、国は税制面で、より充実した支援づくりを行う必要がある。

事業承継の課題には、①後継者への議決権株式集中、②株式買取資金の調達、③民法上の遺留分問題、④企業価値の算定等が考えられる。

第3章 欧米主要国の事業承継税制

本章では、欧米主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツおよびフランスが事業承継税制についてどのような取組みをしているのか、全国法人会総連合による「わが国と主要国における事業承継税制の制度比較検討調査に係る報告書（2012年6月）」を基に、各国の事業承継税制の概要を整理するとともに、わが国と欧米主要国との事業承継税制の制度比較を概観する。

事業用資産は、欧米主要国においても、それが個人の直接保有あるいは株式等を通じた間接所有であろうと、個人の財産であるため相続税の対象となる。しかし、事業用資産は企業経営の資源を持つものであり、自由に利用・処分できる個人財産とは異なる特性から、欧米

主要国においては、各種の軽減措置が設けられている。対象は、個人事業用資産や非上場会社の株式であり、多くは相続後の事業継続を要件としている。すなわち、中小企業支援・事業継続の支援という観点からの相続税軽減制度である。これらは、相続財産等から直接控除されるため、もともと非上場株式等に対する相続税と贈与税は計算されない。

一方、わが国の場合は、小規模宅地の評価減や非上場株式に係る納税猶予の特例など限定的に優遇措置が設けられてはいるが、事業用資産全体は対象となっていない。わが国の事業承継税制が欧米主要国と大きく異なるのは、この「納税猶予」となっていることである。納税猶予制度については、雇用維持要件や継続保有要件の改正があり緩和されてきたものの、中小企業支援・事業継続の支援の観点からは欧米主要国の制度と比較してその差が大きいといわざるを得ない。

中小企業の事業承継と相続税制は密接に関係するものであり、欧米主要国は相続税制の体系は多様であっても、事業承継支援を相続税制に優先させるという考え方はいずれの国も共通している。近年、国際競争力強化の観点から相続税を廃止した国・地域やそもそも相続税自体が存在しない国がある中で、わが国の中小企業が、事業承継において、国際的に劣後している状況は、早急に是正する必要があるだろう。

第4章 わが国の事業承継税制

本章では、まず、事業承継税制が導入された経緯を振り返り、「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の新事業承継税制が創設された背景を明らかにする。次に、新事業承継税制と密接な関係がある相続税の課税根拠を明らかにした上で、事業承継税制からみた相続税の問題点を具体的な算式により検討する。

事業承継税制の定義については確定的なものではなく、一般に、事業承継税制とは、中小企業の経営者が死亡した場合、後継者の相続税負担によって事業承継に支障が出ないように課税を軽減する仕組みである、とされている。事業承継税制問題発生背景には、①中小企業者の高齢化と世代交代期の到来、②相続資産の約7割を占める土地価額の高騰等による税負担の増大、③中小企業の事業承継に関しても、農地並みの生前贈与制度を設けてほしいとの要望があった。

平成21年4月に非上場株式等についての相続税および贈与税に係る納税猶予制度（以下「新事業承継税制」という）が導入された。新事業承継税制は、中小企業の事業承継助成のために策定された円滑化法に伴い、相続税等の減免措置として設けられた。すなわち、この制度は、中小企業が、事業承継について、計画的な取組みを行い、経済産業大臣から認定を受けることで、税制面の支援をするものである。この制度を活用することにより、非上場株

式等を相続、遺贈または贈与により取得した場合には、納付すべき相続税や贈与税のうち、取得した株式に係る一定の納税が猶予されるのである。

各国の相続税の現状は、大きな流れとして、相続税の負担を軽減・廃止していこうとする共通した傾向がある。この各国の相続税の傾向の中心的根拠にあるものが、「営業用財産に対する相続税（生前贈与による贈与税を含む）」の負担軽減ということである。

わが国の相続税改革の考え方は、相続税負担をより広い範囲の相続人に求めようとするものであり、相続税は、「富の集中の抑制」すなわち「課税の公平」ということに課税の役割を見出そうとしているのである。一方、事業承継税制は、「租税特別措置法」により定められた租税特別措置であり、中小企業の持続的発展と雇用の確保の実現のために、納税者の経済活動を一定の方向に誘導することを目的として、「公平・中立・簡素」という租税原則に反する例外措置として設けられているのである。また、憲法第 29 条では、「財産権は、これを侵してはならない」とされており、人々の生存のために不可欠な一定の生存権的財産は担税力が弱いのであるから非課税または軽減課税が要請されている。上記から、相続税の役割と中小企業の事業承継税制の役割は相反するものと考えられる。

このように、両税制が相続税制度の中で適用されている現状は、現行の相続税制度に歪みが生じているものとする。なぜなら、わが国の課税方式は、「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」と呼ばれる折衷的方式が採用されており、さまざまな弊害を生み出しているからである。それは、事業承継税制の優遇措置を適用した場合、現行の課税方式では、後継者に事業承継税制の優遇措置を講じると後継者以外にも相続人の相続税を軽減することとなり、事業承継税制の趣旨から逸脱してしまうという問題である。

第 5 章 小規模宅地等の事業承継税制

本章では、本論文のテーマである非上場株式等の事業承継に入る前に、事業承継税制の軽減対象でもある「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、現行税制に至る経緯を振り返りながら、その特例の概要とその課題について検討する。

中小企業の事業承継税制としての「小規模宅地等の課税の特例」制度の適用範囲は、「特定事業用宅地等」と「特定同族会社事業用宅地等」が対象となる。この制度は、小規模宅地等の評価後の相続税価額に対しての優遇措置であり、制約資産である個人の事業の用または居住の用に供する小規模宅地等については、特別の配慮をしているといえよう。それは、これらの宅地等のうち必要最小限の部分は、相続人等の生活の基盤そのものであって、相続人が事業または居住を維持していく上で必要であるからである。

小規模宅地等の課税の特例は、幾多の改正を経て現在に至っているが、現行の課税方式で

は、事業等を継続しない他の共同相続人等の税負担をも軽減する効果があることなど、これらの特例の拡充は課税の公平面での不平等の増幅につながるという問題点を有している。また、民法上の課題や工場・老舗旅館等の大きな敷地を要する業種の適用対象面積の課題が考えられる。

第6章 非上場株式等の新事業承継税制

本章では、新事業承継税制といわれている「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」とは具体的にどのようなものなのか、改正前制度の概要を踏まえ、使い勝手の悪い部分がどのように改正され、その効果はどうあるのか、現状を踏まえつつ非上場株式等に係る事業承継税制の課題について考察する。

「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」は、円滑化法の制定を受けて、平成 21 年度税制改正により創設された制度である。それ故、相続税・贈与税の納税猶予制度の適用を受けるためには、円滑化法に定める経済産業大臣の認定を受ける必要があり、相続税制単独の制度ではない。この制度は、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税について、相続税の申告書の提出期限までに「納税猶予分の相続税に相当する担保」を提出した場合に限り、当該後継者の死亡の日まで、その株式等（相続等の前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式等の総数の 3 分の 2 に達するまでの部分に限る）に係る課税価格の 80%に対応する相続税の納税が猶予される。

なお、この新事業承継税制は、①適用要件等、②後継者の要件、③適用会社の要件、④事業継続期間の要件等に該当した事業者だけの相続税が減額できる制度である。また、事業継続期間中に毎年 1 回、報告基準日（相続税の申告期限から 1 年を経過する日）の翌日から 3 カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要がある。税務署に対しても別途「継続届書」（事業継続期間中は毎年 1 回、期間経過後は 3 年に 1 回）の提出が必要となる。

このように、新事業承継税制は、適用要件の複雑さ、手続きの煩雑さに加えて、要件を満たさなくなった場合に、猶予されていた税金に一括納付を課されるというリスクの影響からその活用例が極めて少なかった。そこで、平成 25 年度税制改正において、非上場株式についての相続税の納税猶予に関して、適用要件等が緩和された。

非上場株式等に係る事業承継税制の課題としては、まず、制度の普及が重要であろう。そのためには、要件等の簡素化が必要である。次に、相続税・贈与税の納税猶予制度について、円滑な事業承継を実現するため事業承継税制の見直しを行う。それは、①株式総数上限（3 分の 2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を 100%に引き上げること、②経営承継相

続人等が死亡するまで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5 年経過時点で免除するよう見直すことである。

中長期的には、事業用資産を一般資産と切り離し、法律で明文化された本格的な事業承継税制を創設し、事業用資産の承継に係る非課税措置を実現する必要があると考える。

第7章 非上場株式評価の問題点

本章では、株式評価がなぜ必要なのか、その場合、財産評価の基本となる「時価」とは何かについて、評価通達の判定基準が否定された非上場株式の判決事例を踏まえ、非上場株式評価を通達に委ねることから生じる諸問題により、事業承継の立場での非上場株式評価のあり方を考察する。

非上場株式の評価は、相続・贈与のみならず売買・M&A 等の企業再編を行う場合などのさまざまな場面で必要不可欠なものとなってきた。しかし、取引相場のない会社の株式評価が求められるのは、相続や贈与の場合が最も頻度が高い。相続や贈与の対象財産に非上場株式が含まれる場合には、上場株式と異なり、市場価格が定められていないため、株価を算定しなければならない。

相続税法においては、同法 22 条において、相続等により取得した財産の価額は、「当該財産の取得の時における時価」によることとされ、相続税法においては、「時価」の評価が課税価格算定の重要な要件となる。「時価の意義」について、相続税に係る評価通達では、「財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額による」（評基通 1(2)）と定めている。

一般的に、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、国税庁および納税者、さらに裁判所でさえも、この評価通達をあたかも法規のように扱う傾向にある、というのが実情である。しかし、「通達」とは、上級行政庁の長が、国家行政組織法の規定に従って、下級行政庁の長に対して、法令の解釈・適用および行政の運営方針等についての行政命令として発出されるものであって、行政組織の内部では拘束力を持つことになるが、納税者に対しては拘束力を持つ「法規」ではない。また、裁判所も、それに拘束されるものではない。ところが、株式保有特定会社の評価をめぐり、非上場株式の評価が評価通達によらないことが合理的であるという判決で納税者が勝訴し、その判定基準が見直された事例があった。本判決によって中小企業事業承継税制における株式保有割合の基準が改められたが、個別評価通達の改正によって、課税価格が唐突に変更されるとすれば、納税者の法的安定性や予測可能性が

損なわれ、租税法律主義とは相いれないことになる。

また、中小企業の事業承継者にとっては、事業用財産等は収入の源であり、事業用土地や店舗は生活の基盤である。中小企業経営者の多くは、事業継続を前提に留保金の処分等を行うことなく資本充実を図り、金融機関の信頼を得るとともに個人資産の担保提供をしてきた。これらは、正に生活に必要不可欠な生存権的財産であり、財産権の保障として要請されている（憲法第 29 条 1 項）。すなわち、租税法律主義の原則は、租税領域における法的安定性・予測可能性を確保するための法的手段であり、それは税法の執行過程（行政課程・裁判課程）における権力の濫用を阻止することによって、納税者の権利を擁護しようという自由権的権利保障の機能を果たしているのである。

したがって、中小企業における事業承継の立場にたって、法的安定性や予測可能性および生存的財産から勘案すれば、基本的な評価方法や評価方式については、評価通達における非上場株式の評価方法を抜本的に見直すと同時に法律または政省令に規定することを検討する必要があると考える。

第 8 章 非上場株式評価の変遷

本章では、非上場株式の評価がどのような趣旨の下に改正されていったのか、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理することで、評価通達の改正が事業承継のための非上場株式評価に与えた影響を検討する。それによって、次章における各評価方式課題の参考としたい。

評価通達改正の経緯を整理していくと、日本経済の高株価時代を経て、評価通達は、「時価とは何か」という「理論的」なものから、事業承継対策等の「政策的」なものに改正されていったように考えられる。

たとえば、類似業種比準方式の採用方法について見ると、昭和 39 年（1964 年）導入時には 1 株当たりの利益・配当・純資産のみを比準するのではなく、それぞれの比準要素が突出している場合、それらを平均化して評価の適正化が図られていた。

しかし、昭和 47 年（1972 年）になると株式評価の簡便化を図るという意図から、上場株式との格差を評価の安全性に対する斟酌率として一律「0.7」を乗ずることで、結果的には評価額を引き下げる効果があった。事業承継の上では納税者にとって有利な措置がとられたことになる。昭和 58 年（1983 年）になると、「中小企業の事業承継税制」が創設されたことに伴い、事業承継税制対策に重点が置かれた改正が行われた。平成 2 年（1990 年）8 月には、行きすぎた節税対策に対処して株式評価の適正化を図る観点から評価通達の改正が行われた。類似業種比準方式の適用が制限されたことにより一部の事業承継会社にとっては税負担の強

化となった。平成 12 年（2000 年）には、通達改正による類似業種比準方式の斟酌率が引き下げられ、政策的に弾力化が図られた。しかし、非上場株式にも利益重視の評価方式に改められ、事業承継会社の立場からは厳しい改正となった。すなわち、非上場株式の評価については、企業価値を向上させるため企業努力して評価額を高くすれば相続税が重くなるという改正となったのである。

このように、非上場株式の評価は、評価通達に基づき公平性を保っていると考えられるが、換言すると、財産評価方法は法律で規定されず、課税庁側に委ねられていることになる。そもそも、現行相続税法 22 条の「時価」は、単に相続開始時の「時価」と規定しているにすぎず、一定の生存権的財産については、論理上売買が行われず、通常の意味での売買時価なるものではない。すなわち、一定の生存権的財産における相続税法 22 条の「時価」の法規範的意味は、「利用価額＝収益還元価額としての時価」と解せることができる。ここでの「時価」とは、当該財産を譲渡しないで、引き続き生存の用に供することとした場合の利用権の価額としての「時価」が存在しているにすぎないからである。中小企業事業承継の立場に立った基本的な評価方法や評価方式については、法律や政省令に規定すること、また、一定の生存権的財産については、利用価額すなわち収益基準を導入することも検討する時期に来ているものとする。

第 9 章 非上場株式評価方式の課題

本章では、非上場株式評価の分類をした上で、各評価方式の問題点と課題について整理する。

非上場株式評価の分類には、類似業種比準方式、純資産価額方式および配当還元方式があり、非上場株式については、評価会社を大会社、中会社および小会社に区分した上でそれぞれの評価会社に応じて評価することとしている。

類似業種比準方式とは、「上場企業の業種別平均株価」である類似業種株価を基に、評価対象会社の 1 株当たりの「配当金額」、「利益金額」および「簿価純資産価額」と上場企業の業種別平均値とを各々比較した割合を用いて比準し、会社規模毎に異なる「斟酌率」を乗じて評価する方法を採っている。その課題としては、①比準要素の問題点、②斟酌率の問題点がある。

純資産価額方式とは、課税時期において評価会社が所有する各資産の相続税評価額の合計額から、課税時期における各負債の額の合計および会社資産の評価替えによって生ずる評価差額に対する法人税等相当額を控除した金額を、課税時期における発行済株式総数で除して計算した金額を 1 株当たりの純資産価額とする方式である。その課題としては、①評価差額

に対する法人税等相当額の問題点、②負債性引当金計上の問題点、③課税時期の問題点がある。

配当還元方式とは、評価会社の1株当たりの配当金額を一定の資本還元率「10%」で除した額に当該株式の1株当たりの資本金の額を50円で除した額を乗ずることにより求められた額を配当還元額として算出する方式である。その課題には、①一物二価の問題点、②対象株主の範囲の広さといった問題点、③時価とすることの問題点が考えられる。

終 章

中小企業は、なぜ、ゴーイング・コンサーンとして永続性をもって事業経営を行わなければならないか。中小企業の事業が継続されるということは、従業員の雇用維持・創出、そこから地域経済の活性化につながり、中小企業が持つ高度な技術等の承継すなわち「多様で活力ある企業を残す」ことにつながるからである。

事業承継税制とは、円滑な事業承継を行うため、相続税等の減免措置として、国が税制面の支援として設けた制度である。その背景には、中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に担税力が弱く、中小企業の雇用を維持するために必要不可欠な財産であり事業継続における一種の資本であると考えられているのである。

事業承継の立場にたって、今後、わが国はどのように対応していくのか、あるいは対応すべきなのかについて、これまで論じてきたことを踏まえ、「中小企業事業承継税制」および「事業承継における非上場株式評価」の2つの視点を整理することにより、本論文の締めくくりとしたい。

まず、中小企業事業承継税制のあり方としては、その課題として、①議決権株式の集中化、②相続税課税方式の見直し、③親族外承継者への対応、④要件緩和・事務手続きの簡素化、⑤事業承継税制の確立がある。

次に、事業承継における非上場株式評価のあり方としては、その課題として、一つには「評価方式の採用方法」であり、もうひとつは、「株式評価制度の法定化」であるとする。わが国では、実務上の評価は、評価通達に基づいて行われており、その評価を巡り、しばしば納税者と国税庁との間で争われるケースが少なくない。それは、現在の評価方法が「時価」の変動に対応できない場合や、適時・適切に改正されない場合等評価通達の合理性が問われているからである。

現状では、実務上、納税者や裁判所ですら、運用指針として通達に依存している。それは、大別すると、①中小企業の事業用財産等は生存権的財産であるが故に、一定の規制または制約等があるために一定割合を控除しているものと、②評価の安全性を考慮して、類似業種比

準価額を計算する際の「0.7（又は 0.6、0.5）」を乗じているもの等がある。この評価の安全性は、①市場性・流通性に欠けるため財産評価が困難であること、②事案を大量に処理するための必要性等に対する斟酌であると説明されている。

これらの評価の安全性（評価上の斟酌）が大きいということは、個々の財産の特殊性に加え、財産評価の困難性を意味していると考えられ、裏を返せば評価が不適正ともいえる。評価方法の法令化の検討とともに、評価の安全性について見直しをおこなう必要があるだろう。また、財産の評価は、財産の種類により個別性に加え、評価通達による形式基準のみならず、実態にあった評価の観点から評価することも必要であろう。すなわち、通達による形式的な要件を満たすだけでなく、同時に実質的な事実認定をも判断要素として必要とされているのである。

以上から、中小企業の雇用を安定させ、より経済的発展を目指すためには、事業承継税制のさらなる改正が必要であるとする。事業承継円滑化を地域経済活性化対策として重点的に位置付けるならば、将来的には、現行相続税から分離した事業承継税制の確立および財産評価の法定化が必要であろう。その法定化の具体的内容については今後の研究課題として進めていきたい。

審査結果の要旨

（論文の主題）

わが国の中小企業は、わが国の産業基盤を支え、地域の経済・社会において重要な役割を果たしている。しかし、近年の人口減少および少子高齢化に加え、エネルギー供給制約に伴い経営の維持が困難となり、中小企業の数減少傾向であるが、わが国の経済が持続的発展を続け、雇用を確保していくためには中小企業の成長は欠かせない。中小企業が持つ高度な技術等の承継すなわち「価値ある企業を残す」ことにつながるからである。

そこで、本論文では、中小企業の事業承継円滑化のための「事業承継税制」について、中小企業における事業承継の現状を把握しつつ、非上場株式等を中心とした現行制度の問題点と課題を考察し、今後の事業承継税制における立法論としての提言を試みている。

（論文の概要）

本論文を理解するには、これまでのわが国事業承継税制に対する筆者の問題意識を理解した上で読み進めるほうがスムーズに行くと思われるので、簡単に紹介したい。

中小企業の事業承継税制問題は、「個人企業の承継問題」および「中小法人、特に同族会

社の承継問題」に大別され、そのポイントは、個人企業では「土地の評価」であり、中小法人、特に同族会社では「非上場の株式の評価」である。つまり、事業承継税制の課税の軽減対象は、主に、事業上の土地および非上場株式であるといえる。

宅地の評価については、昭和 58 年（1983 年）の税制改正において、「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」（昭和 58 年法律第 11 号）として制定されたが、これは、中小企業者の事業承継等を容易にするために、一定の宅地等の課税価格を縮減する特例であった。その後も改正が行われ、平成 13 年（2001 年）の改正により特定事業用宅地等は 400 ㎡まで 80%減額され、個人事業者についての事業承継対策は次第に拡充されていった。

一方、非上場株式の評価については、昭和 58 年に相続税財産評価基本通達（以下「評価通達」という）の改正により収益性が加味されるなど評価方法の改善が行われたが、これも中小企業への出資者の出資分の評価のあり方に配慮することにより事業承継等を容易にしようとするものであった。ところが、昭和 39 年（1964 年）に制定された評価通達は今日に至るまで幾度となく改正されてきたが、いまだ十分ではなかった。このようななか、雇用の確保や地域経済活力の維持の観点から、中小企業の事業承継に対する総合的な支援策の一環として、平成 21 年（2009 年）度の税制改正において、事業の後継者を対象とした「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」（平成 21 年法律第 13 号）が創設された（措法 70 条の 7）。

この制度は、中小企業の事業承継にとって、意義ある制度の確立といえるだろうが、納税猶予を受けるためには、様々な適用要件を満たす必要があり、また、この制度は、納税免除ではなく、猶予であるため、偶発的な理由で適用要件から外れた際には、多額の相続税が課税される可能性もあり得るので、使い勝手が悪いと指摘された。

このような明確な問題意識の下で、論文は、以下のように進んでいく。

第 1 章では、なぜ中小企業において事業承継税制が必要なのか、中小企業の特性や役割を概観しつつ、中小企業の事業承継を取り巻く現状を明らかにする。とりわけ、中小企業の事業用資産は、農家の農業用資産と同じく生存権的財産であるので担税力が弱いこと、および近年では親族内承継から親族外承継へと変化し、親族内での後継者確保が困難となっていることを指摘している。

第 2 章では、親族内承継と親族外承継の現状を踏まえ、これらが抱える課題とは何か、また、事業承継の課題とは何かについて考察する。事業承継形態には、親族内承継の他に、従業員による親族外事業承継、および第三者による親族外事業承継＝M&A の三つの方法があるが、近年やはり後継者問題からこの M&A の活用が増加しているので、この面での税制上

の支援が望まれるとしている。また、安定的な経営の維持のためには、議決権株式の集中化が必要であり、そのための金融機関からの資金調達の困難性を課題として挙げるとともに、相続争い（争続）に伴う民法上の遺留分紛争による円滑な事業承継の障害の解消が、平成 20（2008）年制定の「遺留分に関する民法の特例」に基づく除外合意、固定合意の活用に期待されている。

第 3 章では、欧米主要国であるアメリカ、イギリス、ドイツおよびフランスが事業承継税制についてどのような取組みをしているのか、各国の事業承継税制の概要を整理するとともに、わが国と欧米主要国との事業承継税制の制度比較を概観する。欧米主要国は、事業承継税制を相続税に優先させるという考え方では、いずれの国も共通しているが、わが国が「納税猶予」（第 4 章で述べる）となるのに対して、欧米主要国では事業継続要件はあるものの、相続財産から事業用資産を直接控除できるものとなっていると指摘する。

第 4 章では、まず、事業承継税制が導入された経緯を振り返り、平成 21 年 4 月「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」（以下「新事業承継税制」という）の新事業承継税制が創設された背景を明らかにする。次に、新事業承継税制と密接な関係がある相続税の課税根拠を明らかにした上で、事業承継税制からみた相続税の問題点を具体的な算式により検討する。

新税制問題発生の背景は、企業者の高齢化と世代交代期の到来の切迫した状況と相続財産の約 7 割を占める土地価額の高騰による税負担の増大を挙げることができる。ここに、新事業承継税制が経済産業大臣から認定を受けることで得られる税制面の支援である「納税猶予」が導入された。また、相続税法の富の集中の抑制や再分配という役割に対して、事業承継税制は中小企業の持続的発展と雇用の確保をその役割とするものがあるので、相続税法の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」と呼ばれる折衷的課税方式では、後継者に新事業承継税制の優遇措置を講じると後継者以外にも相続人の相続税を軽減することとなり、事業承継税制の趣旨から逸脱してしまうという問題を指摘する。

第 5 章では、本論文のテーマである非上場株式等の事業承継に入る前に、事業承継税制の軽減対象とされている「小規模宅地等の相続税の課税価格計算特例」について、現行税制に至る経緯を振り返りながら特例の概要とその課題について検討する。

この制度は、小規模宅地等の評価後の相続税価額に対しての優遇措置であり、制約資産である個人の事業の用または居住の用に供する小規模宅地等（これらの宅地等のうち必要最小限の部分は、相続人等の生活の基盤そのものであって、相続人が事業または居住を維持していく上で必要である）については、特別の配慮をしている。この課税の特例も、現行の課税方式では、事業等を継続しない他の共同相続人等の税負担をも軽減する効果があることなど、

特例の拡充は課税の公平面での不平等の増幅につながるという問題点を有しているという。

第6章では、新事業承継税制といわれている「非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」とは具体的にどのようなものなのか、改正前の制度の概要を踏まえ、使い勝手の悪い部分がどのように改正され、その効果はどうあるのか、非上場株式等に係る事業承継税制の現状と課題について考察する。

新事業承継税制は、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税について、相続税の申告書の提出期限までに「納税猶予分の相続税に相当する担保」を提出した場合に限り、当該後継者の死亡の日まで、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されるという制度である。適用に当たっては、①適用要件等、②後継者の要件、③適用会社の要件、④事業継続期間の要件等に該当した事業者だけに相続税が減額できる制度であり、義務として、事業継続期間中に毎年1回、報告基準日の翌日から3カ月以内に経済産業局に対して所定の報告書を提出する必要がある。また、税務署に対しても別途「継続届書」（事業継続期間中は毎年1回、期間経過後は3年に1回）の提出が必要となる。このように、新事業承継税制は、適用要件の複雑さ、手続きの煩雑さに加えて、要件を満たさなくなった場合に、猶予されていた税金に一括納付を課されるというリスクの影響からその活用例が極めて少なかった。そこで、平成25年（2013年）度において、非上場株式についての相続税の納税猶予に関して、適用要件等が緩和された。

非上場株式等に係る事業承継税制の課題としては、まず、制度の普及が重要で、そのためには、適用要件等の簡素化が必要である。次に、相続税・贈与税の納税猶予制度について、円滑な事業承継を実現するため事業承継税制の見直しを行う。その内容は、①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げること、②経営承継相続人等が死亡するまで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を5年経過時点で免除するよう見直すことなどを挙げている。

第7章では、株式評価がなぜ必要なのか、その場合、財産評価の基本となる「時価」とは何かについて、評価通達の判定基準が否定された非上場株式の判決事例を踏まえ、非上場株式評価を評価通達に委ねることから生じる諸問題により、事業承継の立場での非上場株式評価のあり方を考察する。

中小企業では、後継者とそれ以外の相続人との間に株式の買取価格をめぐる問題が存在し、その買取価格の算定が重要課題となるが、上場株式と異なり、市場価格が定められないため、株価を算定しなければならない。国税庁は「評価通達」でもって、類似業種批准方式、純資産価額方式、配当還元方式などを示しているが、中小企業における事業承継の立場に立った

とき、法的安定性や予測可能性および生存的財産の視点から勘案すれば、基本的な評価方法や評価方式については、評価通達における非上場株式の評価方法を抜本的に見直すと同時に法律または政省令に規定することを検討する必要があると指摘する。この指摘となった判例が、東京高裁平成 25 年 2 月 28 日判決（平成 24 年（行コ）第 124 号）で、評価通達自体は合理的であると認められるものの、「その企業としての規模や事業の実態等を総合的に考慮して判断するのが相当である」という実質的な判断が尊重された点を高く評価したからである。

第 8 章では、非上場株式の評価がどのような趣旨の下に改正されていったのか、主要な評価通達改正から現在の評価方法に至った経緯を整理することで、評価通達の改正が事業承継のための非上場株式評価に与えた影響を検討する。それによって、次章における各評価方式の問題点の参考としている。

本論文は、評価通達改正の経緯は、一言でいうと、「時価とは何か」という「理論的」なものから、事業承継対策等の「政策的」のものへ改正されてきた。とりわけ、類似業種比準方式をみると、昭和 39 年導入時には、利益・配当・純資産を比準する場合には、平均化して評価の適正化を図っていたが、昭和 47 年になると斟酌率「0.7」を乗ずることで、結果的に評価を引き下げることになり、昭和 58 年からは事業承継税制が創設されたことに伴い、株価形成に収益性を織り込むこととなり、事業承継のための政策的な評価に変わってきた。なかでも近年の平成 12 年（2008 年）からは、利益・配当・純資産の比準要素を均等で比較していたものについて、利益を 3 倍にする改正が行われたため、非上場株式の評価については、企業価値を向上させるため企業努力して評価額を高くすれば相続税が重くなるという改正となったと主張する。

第 9 章では、非上場株式評価の分類をした上で、各評価方式の問題点とその課題について整理する。まず、類似業種比準方式では、比準要素の三要素のうち利益が 3 倍で計算されるため比準価額を引き下げるためには利益を下げるのが最も有効であるが、高収益企業の成長意欲を削ぐ要因となると批判する。斟酌率では、一律に、大会社「0.7」、中会社「0.6」、小会社「0.5」とするのではなく、売上高に応じて細かく修正を加える方式をその課題としている。次に、純資産価額方式では、①評価差額に対する法人税等相当額の問題点、②負債性引当金計上の問題点、③課税時期の問題点をその課題として挙げている。最後に、配当還元方式では、①例えば、一人の被相続人から同一会社の株式を取得した複数の株主がいて、そのうち A（5%以上の持株数になるとする）が同族グループに属せば原則的評価方式になるが、B が同族株主以外のグループに属せば配当還元方式になるというような一物二価の問題と、②対象株主の範囲の広さといった問題とを課題として挙げている。

終章では、事業承継の立場にたって、今後、わが国はどのように対応していくのか、ある

いは対応すべきなのかについて、これまで論じてきたことを踏まえ、「中小企業事業承継税制」および「事業承継における非上場株式評価」の2つの視点を整理することにより、本論文の締めくくりとしている。

(論文の評価)

本論文の主張は、「終章」において、「中小企業事業承継税制のあり方」および「事業承継における非上場株式評価のあり方」の2つの視点から整理され、立法論として提言されているので、簡単に紹介したうえで、本論文への評価を述べてみたい。

(1) 中小企業事業承継税制のあり方

- ①議決権株式の集中化
- ②相続税課税方式の見直し
- ③親族外承継者への対応
- ④納税猶予制度の要件および事務手続きの簡素化
- ⑤「価値ある企業を残す」：技術等の承継を真に支援する事業承継税制の確立

(2) 事業承継における非上場株式評価のあり方

- ①現行の評価通達方式の外に収益方式（収益還元方式やDCF方式など）を加える
- ②株式評価制度の法制化

どの項目も、円滑な中小企業の事業承継税制への推進の取り組みとしては、充分、納得のいくものであり、緊急の課題であることが理解できる。

したがって、このような立法論としての提言に至った本論文の理論的枠組みは、おおよそ次のような構成と理解でき、高い評価に値する。

まず、中小企業は、事業が継続されることにより、従業員の雇用維持・創出、そこから地域経済の活性化につながり、また、中小企業が持つ高度な技術等の承継を維持するためにも、継続性をもって事業経営を行わなければならないという基本認識からスタートする。事業承継は、この「経営の承継」という一面と経営の実態を成す事業用資産である相続財産となる「資産の承継」に分類できるが、かかる事業用資産は、生存に必要な一定の生存権的財産であり、憲法上の「完全な保障」が必要である。したがって、相続税法上も、承継人が引き続き生存の用に供する一定の生存権的財産については非課税とするか、課税するとしても、売却を前提として引き続き利用することとした場合の利用価格（収益還元価格）で課税し、税率も低率とするのが本筋であろう。

したがって、事業承継税制とは、円滑な事業承継を行うため、相続税等の減免措置として、国が税制面の支援として設けた制度であって、その背景には、中小企業の事業用財産等は生存

権的財産であるが故に担税力が弱く、中小企業の雇用を維持するために必要不可欠な財産であるということになるから、事業継続における一種の資本であると考えられるとの主張となって現れている。

次に、この生存権的財産である事業用資産の現在の相続税実務における評価額は、特別のものを除き、評価通達に基づき、画一的な評価方法により時価評価することとされている。しかし、評価通達では、「財産の評価」について、「財産の評価に当たっては、その財産の価額に影響を及ぼすべきすべての事情を考慮する」（評基通1）とあるが、非上場株式の評価に当たって、評価通達は中小企業の特性や事情を考慮した評価となっていないと批判する。すなわち、通達による形式的な要件を満たすだけではなく、同時に実質的な事実認定をも判断要素として必要とされているのであり、将来的には、現行相続税から分離した事業承継税制の確立および財産評価の法定化が必要であると提言している。

以上のように、本論文は、わが国の相続税、特に事業承継税制の経緯やその内容について、外国の制度にも言及し、良く整理されており、それぞれについて問題意識を持って考察している姿勢が明確に窺える。また、経済社会を支える中小企業にとって、納税猶予制度等の優遇措置を拡大して、インフラ整備を進めることは重要であるが、その根底となる株式評価の算定基準の問題をまず根本的に見直す必要性と法制化を訴えている。

中小企業の事業承継者にとっては、事業用財産等は収入の源であり、事業用土地や店舗は生活の基盤である。中小企業経営者の多くは、事業継続を前提に留保金の処分等を行うことなく資本充実を図り、金融機関の信頼を得るとともに個人資産の担保提供をしてきた。これらは、正に生活に必要な不可欠な生存権的財産であり、財産権の保障として憲法上要請されている。

租税法律主義の要請する法的安定性と予測可能性を確保するために、中小企業の事業承継者に分かりやすく簡素な優遇措置を制度設計すると共に、生存権的財産であるが故に画一的に取り扱えない事業用資産の評価方法の法制化による明確化について、学際的な視点で研究を深めたものであると評価できる。

よって、博士の学位を与えることを可とする。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 末永 英男

副査 熊本学園大学教授 工藤栄一郎

副査 熊本学園大学教授 池上 恭子

氏 名（本籍）	Morrow Jeffrey Stewart（アメリカ）
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	博（甲）経済 第6号
学位授与の日付	平成27年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学 位 論 文 題 目	Procuring Better Employment and Income in Tourist Industry, Siem Reap, Cambodia: The Role of English Communication Ability
論 文 審 査 委 員	（主査）熊本学園大学教授 マング・マング・ルウィン
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 慶 田 收
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 田 中 利 彦
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 佐 藤 勇 治

Abstract

During the historical process of development in developed and developing countries, one of the most important undertakings for governments, policy makers, and economists has been the creation of employment and income on both the large and small scale. As a result, hundreds of both empirical and theoretical research studies have been completed to combat the dilemma of people's education ability and global employment and income. A major shortcoming however is that research on the role of English communication ability in procuring better employment and income has been lacking. Accordingly, the author conducted a continuous study of 4 surveys over 5 years to examine the question of promoting employment and income opportunities through English communication ability in the tourist industry. To this end, the goals of this study are: 1) to verify the role of English in procuring better employment and income in the tourist industry of Siem Reap, Cambodia; and 2) to integrate the field of English education into the field of development economics. Chapter 1 offers the research background and also reviews related literature. Chapter 2 examines the socioeconomic background of Cambodia and Siem Reap. Chapter 3 attempts to verify the procuring better employment and income through English communication ability in tourist industry. Chapter 4 offers the main

findings of the study, clarifies the main contributions of this study, and gives policy suggestions derived from the research findings. Finally, this study advocated that English communication ability has been playing an important role in procuring better employment and income. Moreover, it also provided positive statistical correlation results.

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文は、カンボジア、シェムリアップ州の観光産業について行った4度の調査にて得られた数量的・質的なデータの分析結果を用いて、観光産業での雇用と所得獲得における英語コミュニケーション能力の役割を、英語教育分野及び開発経済分野の観点から明らかにした上で、観光産業従事者の英語能力向上対策によるより良い雇用と所得の獲得に向けた政策提言を行う事を目的としている。

(論文の概要)

上記の目的に従って、本論文は4つの章で構成している。

第1章は、英語の能力と第二言語習得の重要性の検証に関する先行研究を紹介している。まず、観光産業と経済成長に関する先行研究を紹介し、ゲイリー・ベッカーの「人的資本」と、ジェイコブ・ミンサーの「選別・経験・獲得」を用いて、教育と雇用と所得の関連性について述べている。さらに、カザレとボセルの「発展途上国における英語能力と所得」と、スタンフォードの「アメリカにおける移民の英語能力と賃金」にて議論されている、英語の流暢さと所得との関わりについて確認をしている。この分野での先行研究はとても重要である一方、用いられた英語能力に関するデータは国勢調査によるものであり、また回答者の自己評価に基づくものであるため、その結論については疑問が残ると指摘している。

第2章では、調査を行ったカンボジアについて、ポル・ポト政権崩壊後のカンボジアの復興に重要な役割を果たした「国際援助団体」、「貿易産業」、「観光産業」という3つの要素について述べている。この中でも観光産業は、アンコールワットを世界に広く知らしめ、シェムリアップ州の経済発展に大きく寄与していることが、筆者がこの地域を研究対象として選択した動機の一つでもあった。また本章では、カンボジアの英語教育システムを説明し、観光産業における英語の重要性について強調している。カンボジア政府や公共機関においてシェムリアップ州の観光産業従事者に関する調査が行われていないため、観光産業従事者に

における英語の重要性は認識されておらず、その英語能力についても把握していない。こうした背景から、筆者の研究はこの分野での第一人者と言える。

第3章は、本論文の中で最も重要な章である。本章の中で筆者が行った4回の調査の、場所、期間、標本数、調査方法を説明し、人口及び一般的な社会経済に関する結果も述べている。さらに、統計分析から得られた結果について議論を行った。特に、英語の能力が上がるほど所得も向上するといういくつかの結果が確認できた。また、ゲストハウス従業員に関し、英語の流暢さと所得の間に強い関連性を持っていたこと、学校教育年数や英語教育年数がレストラン従業員にとって高い所得をもたらすことを明らかにした。これらの結果を基に、雇用・所得における一般教育と英語教育、特に英語コミュニケーション能力の重要性を証明している。分析の結果によれば、回答者の68%が英語コミュニケーション能力により所得が向上したと答え、94%が職を獲得するために重要であったと回答した。最も高い英語教育レベルと所得を持っていたのはホテルと旅行会社の従業員で、平均月収は104米ドルから117米ドルであり、これは繊維産業の最低賃金の倍に近いことが明らかになった。

第4章は、主要な発見と貢献、そして政策提言を行っている。統計分析結果により、英語教育年数と週当たり英語学習時間、そして英語教育にかかる費用が、より良い職の獲得と所得向上に寄与することを明らかにした。スピアマンの順位相関テスト分析では、2013年の調査においてホテル・レストラン・土産品店において、所得と英語の能力が非常に強い正の相関を持っていることも明らかになった。貢献に関しては、次の二つを挙げている。一つは、こうした調査がシェムリアップ州の観光産業従事者に対して初めて行われたという点である。さらに、最貧国での観光産業の発展における、より良い職と所得の獲得のため、英語能力が重要であると確認された。また、その確認と証明は複数の変数を用いた統計分析による結果であり、英語の能力を数値化する測定を独自に行い得られたものであると強調している。政策提言では、一般教育や英語教育を行う専門学校、大学や他の教育機関に向けた予算配分に関する政府の支援対策について述べた。また、観光産業の様々なビジネスにおいて、自発的な職員向け英語能力改善プログラムの開始が最も重要であると述べている。

(論文の評価)

本論文の評価に対し下記の4点が挙げられる。

(1) 本論文の目的は、カンボジア、シェムリアップ州の観光産業での数量的・質的調査データの分析結果を用いて、観光産業での雇用と所得獲得における英語コミュニケーション能力の役割を英語教育関連分野及び開発経済関連分野から明らかにした上で、観光産業従事者の英語能力向上対策によるより良い雇用と所得の獲得に向けた政策提言を行うことである。

この目的に沿って論旨が明らかで論文の流れと内容による論証も適切である。

(2)今日の発展途上国において観光産業と経済発展、観光産業の発展と雇用・所得の変化に関する研究と統計資料が非常に少ない中、本論文では、観光産業従事者の雇用と所得の改善における英語コミュニケーション能力の役割という研究テーマに対して長い年月をかけ、独自の視点からの調査結果を用いて議論を重ね、提言を行っていることが高く評価できる。

(3)本研究は、最貧国カンボジアにおいて初めて行われた研究である上に、同テーマでの先進国での先行研究が国勢調査データを用いたものであり、特に英語能力測定方法の正確性に疑問が残ることを指摘し、英語能力判定方法を自ら設定し調査・分析を行っていることに独自性がある。加えて、英語教育分野と開発経済学とを結びつける新たな試みを含む研究であることが評価でき、両分野への貢献的役割を持つと言える。

上記の理由により、本論文は専攻分野及び関連分野にも広い視野を持ち、専攻分野及び関連分野の優れた先行研究と同等の水準に達していることが明確である。したがって、学位論文審査委員会は博士学位論文の最終審査の評価を（可、不可の選択において）可と判断した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	マング・マング・ルウィン
副査	熊本学園大学教授	慶 田 收
副査	熊本学園大学教授	田 中 利 彦
副査	熊本学園大学教授	佐 藤 勇 治

氏 名（本籍）	王 一 萍（中国）
学 位 の 種 類	博士（文学）
学 位 記 番 号	博（甲）文学 第4号
学位授与の日付	平成27年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第1項該当
学 位 論 文 題 目	19世紀上海方言動詞研究
論 文 審 査 委 員	（主査）熊本学園大学教授 石 汝 傑
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 尾崎 勇
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 司馬 公周

内容の要旨

上海方言の歴史は約800年であるが、近代科学による詳細な記録が始まったのは約160年前のことである。1843年11月に上海が南京条約により条約港として開放されて以来、大勢の外国人（特に宣教師）が西洋からやって来た。彼らは上海で租界地を設置し、貿易、教育、医療、宣教などあらゆる方面で社会活動を展開した。しかし、当時の上海では、学校教育がまだ普及していなかったため、標準語を話せる人はそれほど多くなかった。そのため、外国人がどのような仕事をするにしても、方言で地元の人たちとコミュニケーションを取ることは避けられないことであった。つまり、宣教師たちにとって、方言の学習は何よりも大きな課題であった。そこで、通常の人より高い語学力を持っていた宣教師たちは西洋の言語学の理論を用い、聖書の翻訳や、方言辞書の作成など方言の研究を開始し、当時の上海における言語の実態を詳細に且つ客観的に記録した。よって、彼らが記録した文献は上海方言の研究にとって歴史的に貴重な資料と言える。

本論文はイギリス人宣教師であるエドキンズ（Joseph Edkins）による二冊の代表的な著書—*A Grammar of Colloquial Chinese, as Exhibited in the Shanghai Dialect* (Shanghai: London Mission Press, 248p, 1853. 2nd edition, 225p, 1868.)（『上海方言語法』）、*A Vocabulary of the Shanghai Dialect*, 1869（『上海方言語彙集』）及びフランス人宣教師ペティヨン(P. Corentin Pétillon) による *Petit Dictionnaire Français-chinois (dialecte de Chang-hai)*, 1905（『法華字彙(上海土話)』）を主な研究対象とし、*Boussole du langage mandarin, traduit et romanisée en dialecte de Chang-hai*, 1908（『土話指南』）、丁卓によ

る『中日會話集』(1936)も参照しつつ、広範囲に収集した約 60 年間にわたる史料を用い、今迄論じられなかった 19 世紀中期から 20 世紀初頭にかけての中国語の上海方言の語彙、特に単音節動詞の語義、音韻、文法化などを究明すべき問題点とし、それらを十分且つ詳細に分析し、適切に論証を行うことによって、その実態を明らかにするものである。具体的な内容は、以下の通りである。

第一章 序論

まず、最初に中国語の呉方言と上海方言の歴史、宣教師が上海方言の研究を始めた歴史的な背景を総括した。次に研究対象となる史料の内容構成、出版背景、収蔵状況、体裁などについて画像を添付して紹介した上で、主な研究対象となる『上海方言語法』、『上海方言語彙集』及び『法華字彙』の近代上海方言における研究価値を語彙、音韻そして文法の角度から詳細に述べた。特に、データを収集する際に気づいた誤植の問題にも提言し、誤植の種類とその原因についても私見を述べた。また、『上海方言語法』、『上海方言語彙集』及び『法華字彙』で使われている注音符号が一致していないため、誤解をさける為にそれぞれの発音表記を国際音声記号に統一し、それらを声母と韻母に分け、表にまとめた。更に研究対象となる史料に関する今までの先行研究を振り返り、それらの大多数が音韻系統やここ百数十年における音韻変化などかわるもので、早期の上海方言の語彙を全面的に分析した研究がまだ存在しないという調査結果をもとに、より実証的な論証を行うために、本論文が主に語彙の研究、特に単音節動詞の研究に絞って展開していく旨を明確にした。最後に論述を展開するための具体的な研究方法や、本論文を通して、当時の上海方言の実態を解明するのみならず、語彙の変遷と伝播の過程を明らかにするという研究目的についても言及した。

第二章 一部の常用動詞の語義に関する考察

ここでは、動詞「吃」(食べる)、「打」(たたく)、「話」(話す)を取り上げて考察を行った。論述する際には、典型的な用例を用い、それぞれの意味内容と統語機能を共時的に検討し、また現代の上海方言及び標準語における語義と逐一比較し、歴史的な変遷過程も明らかにした。結論としては、(1)「吃」(食べる)の上海方言における意味内容の範囲が標準語より広く、典型的な受動者目的語が固体、液体、気体のいずれかで、「食べる」、「飲む」、「吸う」に解釈できるのに対し、標準語においては、「飲む」と「吸う」の意味が既に分化し、「喝」(飲む)、「抽」(吸う)などに取って代わられた。また、時代の変遷に伴い、上海方言におけるごくわずかな用例、例えば「吃氣」(批判に耐える)などが消失したにも関わらず、全体的に言うと、標準語の影響により、上海方言における「吃」の語義が次第に拡大する傾向も確認できた。(2)「打」(たたく)は

上海方言における意味が徐々に一般化され、手で行う動作から身体動作に拡大され、更に一般的な社会活動にも拡大された。また合成語における「打」の統語機能の差異についても検討した結果、「打+動/形容詞」の場合、例えば「打扮」、「打聽」の「打」は実際の意味を持たず、「無意味動詞(delexical verb)」として扱うことができるが、「打+名」の場合、例えば「打秋風」、「打棚」の「打」は「する」と理解できることが確認できた。(3)「話」_(話す)と「説」_(言う)、「講」_(話す)は類義語であるが、19世紀中期から20世紀初期に至るまで、「話」が長くその主導的な地位を占めていたが、標準語の影響により、名詞用法へと変化し、動詞用法が徐々に衰退した。「説」は標準語において統語機能が強い常用動詞であるのに対し、上海方言においては使用頻度がずっと低かった。また、19世紀中後期、20世紀初期、現代という三つの時期に分けて「話」、「説」、「講」の意味内容を逐一比較検討した結果、「話」と「説」が20世紀初期から次第に「講」に取って代わられたことが確認できた。

第三章 意義別に動詞を考察する

研究対象となる史料から得られたデータを基に、中国語の標準語には存在しない、あるいは同じ語形をしているが、語義が一致していない方言動詞を整理し、比較検討に値する項目を選び出し、尚且つ中国語音韻史の理論を援用し、意味別に料理方法、頭部動作、身体動作、状態変化等の項目に分けて検討を行った。

料理方法に関しては、油で炒める動作「煎」、「爌」、「炒」、火であぶる動作「烘」、「焙」、「烤」、「炙」、及び煮る動作「炖/燉」、「煨」、「煮」、「燂」、「爇/灼」などを細分化し、方言における意味内容の差異を考察し、標準語とも比較検討を行った。

頭部動作においては、目の動作、口の動作、鼻の動作などに分類して比較検討を行った。例えば、目の動作に関しては、「白」(白目をむく)、「弾」、「睜」(目を見張る)、「睞」、「閃、撒」(瞬きをする)、「睞」(横目で見える)、「望」(見る)などの方言動詞及び用例を挙げ、詳細に意味解釈を行った。更に標準語の語形、語義等とも比較検討を行い、一致しているのが「白」のみで、語義が同じで、語形が異なるのは「弾」、「睜」、「睞」、「閃、撒」で、また「睞」と標準語を比較検討した結果、語彙の色彩が異なること、「望」の上海方言と標準語における統語機能が異なることを明らかにした。

身体動作、状態変化については、必要に応じ、『明清呉語詞典』の意味解釈を参照し、方言動詞を発音順により整理した。その際、「稀」、「噲」、「潛」、「𢵚」、「𢵚」、「抗」、「𢵚」、「𢵚」などの方言動詞の字形についても考察を行った。

第四章 英訳と仏訳から見た類義語の関係

近代上海方言の史料、特に英中、仏中対照の辞書において、語義を解釈する際、類義語を混用することが多々見られる。その中において、意味内容や用法に相違があるため、差し替えが常に可能とは限らない場合もある。本章では英語の角度から awake (「覚」、「睏」)、bathe (「浄」、「洗」、「浴」)、carry (「担」、「挑」、「扛」、「抬」、「抱」、「捐」)、pile (「累」、「堆」)、pinch (「捻」、「捏」、「夹」、「摘」、「撮」)、rub (「搓」、「揩」、「摩」、「磨」、「研」、「抹」)、throw (「掇」、「丢」、「甩」、「擯」、「投」) を取り上げ、符淮青の提唱する「語義成分」、いわゆる「語義構成モデル」に基づき、英訳や仏訳をもとに、語義を「 $A+B^{b1}D1+^{d2}D2+\dots+E+F$ 」モデルにより細かい所まで掘り下げ、詳細に分析した過程の中で得られたデータを基に、各類義語の相違点を明らかにした。

第五章 動詞の文法化についての考察

ここでは、動詞「撥」(あげる、くれる)、「落」(落ちる)、「脱」(脱ぐ) を取り上げ、文法化した過程及び文法化した後の構文的特徴などについてそれぞれ論述した。「撥」に関しては、エドキンズが『上海方言語法』で既に言及しているが、その主張に妥当性があるかどうかを検証した。また、19 世紀中期における「撥」構文の特徴として、直接目的語が間接目的語に前置することが挙げられるが、19 世紀末期から標準語の「給」構文の用法に接近する傾向が次第に見え始めていることが明らかとなった。「落」については、動詞用法から補語に文法化したことを許宝華、湯珍珠、石汝傑、銭乃榮などが既に論じているため、彼らの調査結果を踏まえ、「落」の方向補語としての文法機能について補足した。更に、「落」の文法化の方法性について考察し、形態的標識(morphological marker)には発展できない可能性が高いという結論が得られた。「脱」については、動詞用法から結果補語に文法化したことが明らかとなったが、標準語における完了を表すアスペクト助詞「了」と比較検討した結果、結果補語から更に形態的標識に文法化する可能性は極めて低いことが確認された。

結論

結論においては、まず各章で論じた内容を再度要約し、その上で、本論文の考察を通じて現れた新たな問題点に言及し、今後の研究課題についても合わせて述べた。

例えば上海方言における「撥」構文と「拿」構文の比較や、補語「落」と「脱」、「好」、「到」の相違点などについて掘り下げる必要性が十分あると考えられる。また、言語は絶えず変化する物であり、上海方言もここ百数十年でかなり大きな変化を遂げたことは言うまでもない。その中で、西洋文化や標準語からの影響、また周辺方言、特に浙江省や江蘇省の移民から受

けた影響は非常に大きいことは石汝傑や錢乃榮によって何度も強調されていることである。今後は研究範囲を更に広げ、上海方言のみならず、それを周辺方言と結び付け、歴史的な角度から更に広い範囲で研究を行えば、より実証的に上海方言の変遷過程を究明できるのではないかとと思われる。

本論文は近代上海方言を研究するという趣旨ではあるが、語彙項目を考察すると同時に、部分的にはあるが、音声の特徴並びに構文の特徴に関する考察も行っている。それらの中にも新たな知見を垣間見ることができる。よって、本論文が近代上海方言の研究に必要な資料を収集し、当時の上海方言の実態を究明する際の新たな見方を提供したことは、中国語史研究の空白を埋めるものとして、価値のあるものだと考えられる。

審査結果の要旨

（論文の主題）

本論文は現代言語学の理論と、中国語学（特に語彙史、方言学）の伝統的な研究方法を応用し、19 世紀中葉以降に出版されたイギリス人の Joseph Edkins による上海語の文法と語彙集（*A Grammar of Colloquial Chinese, as Exhibited in the Shanghai Dialect*, 1853, 1868、*A Vocabulary of the Shanghai Dialect*, 1869）及びフランス人の P. Corentin Pétillon による *Petit Dictionnaire Français-chinois — dialecte de Chang-hai*, 1905（『法華字彙（上海土話）』）を主な研究対象とし、19 世紀中期から 20 世紀初頭にかけての上海方言の語彙、特に単音節動詞の語義及び音韻の特徴、文法化の過程などを整理、分析し、その実態を明らかにしようとしたものである。

（論文の概要）

本論文は大きく 5 つの部分に分けられる。

第一章（序論）では、呉方言と上海方言の歴史、上海方言の研究史の背景を紹介したうえで、研究対象となる『上海方言文法』、『上海方言語彙集』と『法華字彙』について書誌学的説明をし、近代上海方言研究における研究意義についての説明を行った。さらに先行研究を整理したあと、本論文の研究対象と目的が主に近代上海方言の語彙、特に単音節動詞の実態解明であることを述べ、研究方法を説明している。

第二章（一部の常用動詞の語義分析）では、常用動詞「吃」（食べる）、「打」（たたく）、「話」（話す）を取り上げて分析を行った。典型的な用例を用い、その意味内容と統語機能を共時的に検討し、そして現代の上海方言及び標準語における語義と比較しながら、歴史的な変遷過程を検

討した。まず、第一に「吃」は上海方言における意味の範囲が標準語より広く、また、時代が変遷するにつれて、上海方言における「吃」の語義の一部が消えたにも関わらず、全体的には、標準語の影響により、「吃」の語義が次第に拡大する傾向もあることが明らかとなった。第二に「打」の意味が徐々に一般化され、手で行う動作から身体動作に拡張され、更に一般的な社会活動にも拡張された。また合成語における「打」の統語機能の差異についても検討を行った。第三に「話」と「説」、「講」は類義動詞であり、19 世紀中期から 20 世紀初期に至るまで、「話」が永らく主導的な地位を占めていたが、標準語の影響により、用法は名詞へと変化し、動詞としての役割が徐々に衰退していった。「説」は標準語において一般の常用動詞であるのに対し、上海方言では使用頻度がはるかに低い。さらに、19 世紀中後期から現代までを三つの時期に分けて「話」、「説」、「講」の意味を比較し、「話」と「説」が 20 世紀初期以降に「講」に取って代わられた歴史的な変遷過程とその要因についても検討している。

第三章（意義別に動詞を分析する）では、研究対象となる史料から得られたデータをもとに、標準語には存在しない、あるいは同じ語形をしているが、語義が一致していない方言動詞を整理し、そこから必要な項目を抽出し、中国語の音韻史、語彙史の理論と研究方法を応用し、意味別に料理方法、頭部動作、身体動作、状態変化等の項目に分けて論述を行った。

身体動作、状態変化については、必要に応じ、『明清呉語詞典』の意味解釈を参照し、方言動詞を発音順に整理している。その際、「稀」（隙間がでる）などの方言動詞の字形についても考察を行った。

第四章（英訳とフランス語訳から類義語の関係を解明する）では、近代上海方言の史料、特に英中、仏中対照の辞書においての語義を解釈する際、類義語を混用することがよく見られることを指摘した。意味内容や用法に相違があるため、差し替えが常に可能とは限らない場合もあることも明らかにした。本章では英語の awake（「覚」、「睨」）、bathe（「浄」、「洗」、「浴」）、carry（「担」、「挑」、「扛」、「抬」、「抱」、「捐」）などを取り上げ、符淮青の提唱する「語義構成モデル」に基づき、英語やフランス語訳をもとに、語義を掘り下げて分析した上で、類義語における細かい相違点を解明している。

第五章（動詞の文法化についての研究）では、「撥」（あげる、くれる）、「落」（落ちる）、「脱」（脱ぐ）という三つの動詞が文法化した過程及びその構文的特徴などについて分析を行った。19 世紀中期における「撥」構文の特徴として、直接目的語が間接目的語に前置することが挙げられるが、19 世紀末期から標準語の「給」構文の用法に接近する傾向が次第に見え始めていることを明らかにした。「落」の文法化については、先行研究を踏まえ、「落」の方向補語としての文法機能を補足し、さらに、「落」が形態的標識(morphological marker)には発展できない可能性の非常に高いことを明らかにした。「脱」の文法化に関しては、標準語における完了を

表すアスペクト助詞「了」と比較し、結果補語からさらに形態的標識に文法化する可能性が極めて低いことを明らかにした。

結論の部分では、各章の内容を要約した上で、本論文の考察では十分に論じない問題点及び将来の研究課題に言及した。

(論文の評価)

上海語は中国語の重要な方言の一つである。本論文は、現代言語学理論である語彙論、意味論、並びに中国語学の伝統的な研究方法を応用し、近代上海方言の語彙の実態を明らかにしたものである。著者は近代上海方言に関する豊富な文献を調査しながら収集しており、その中の語彙を整理し、リストを作成した。とくに方言の動詞を対象とし、標準語および古代中国語の語彙とも比較し、その意味と変遷の過程を詳細に明らかにしている。本論文は近代上海方言の語彙の特徴を分析及び究明すると同時に、部分的ではあるが、音声的な特徴並びに構文的な特徴についても分析並びに解明を試みている。著者が取り組んだテーマは、中国語近代方言史の研究における空白を埋めるものであり、新たな知見を含み、上海方言の歴史の変遷に対する理解をより深めるものであり、学術的価値を有するものと評価できる。審査委員会は一致して本論文が博士の学位を授与するに値するものと認める。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 石 汝 傑

副査 熊本学園大学教授 尾崎 勇

副査 熊本学園大学教授 司馬 公周

氏 名（本籍）	星野 秀治（福岡県）
学 位 の 種 類	博士（社会福祉学）
学 位 記 番 号	博（甲）社会福祉 第 15 号
学位授与の日付	平成 27 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	基礎年金の法的構造の分析と規範的検討
論 文 審 査 委 員	（主査）熊本学園大学教授 河野 正輝
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 花田 昌宣
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 堀 正嗣
論 文 審 査 委 員	（副査）九州大学法学研究院准教授 笠木 映里

内容の要旨

日本において、老後の所得保障の基礎となっているのは、老齢基礎年金である。老齢基礎年金は、他の社会保険給付とは異なり、保険料を免除されたことが給付の内容にマイナスに反映される、という特徴を持つ。

現在、高齢化の進展に伴う保険料額の上昇と、経済状態の不振、就業構造の変化等によって、国民年金保険料を十分に負担できない人々が増加している。十分な負担能力の無い人々は、申請により国民年金保険料を免除されるが、免除期間は保険料納付済期間の 1/2 としてしか算入されない。したがって、長期間にわたって保険料を免除されている場合、追納がなされない限り、低い老齢基礎年金しか受給できないことになる。十分な負担能力の無い人々への対応として、近年、多段階免除や各種猶予が導入されたが、いずれも貢献原理を前提としたものであって、これらの人々が、将来、低い老齢年金しか保障されない問題は解決していない。

一方、免除期間が給付の内容にマイナスに作用するという老齢基礎年金の特徴が、著しい不合理を生じている場面がある。障害基礎年金受給者における法定免除の取り扱いである。すなわち、長期間、障害基礎年金を受給していた人が、リハビリの努力等によって 60 歳近くになって症状が軽快し障害年金が支給停止となった場合、障害基礎年金を受けていた期間（法定免除期間）は老齢基礎年金に 1/2 としてしか算入されないため、非常に低い老齢年金しか受給できない事になってしまう。

本論文は、このような事態が引き起こされるのは、老齢基礎年金の構造の内に、障害学で主張されるディスアビリティが内在している為ではないかと考え、その構造を明らかにし、規範的な検討を加えることを目的とする。

そのようなディスアビリティは、障害年金を受給している狭義の障害者だけに関する問題ではない。例えば、障害基礎年金を受給するには至らないインペアメントや疾病により失業や不安定な就業状況にあって保険料の拠出能力がない人々等が、低年金に陥る構造にも、同様のディスアビリティを見出すことができよう。これらの問題が生じている背景には、日本の基礎年金が社会保険方式をとっており、税と保険料を財源としていることが淵源としてあると考えられる。したがって、老齢基礎年金に内在するディスアビリティを明らかにするためには、老齢基礎年金の構造を分析する作業が必要である。

このような問題意識の下、本論文は以下のような構成をとった。

I 社会保険における負担の免除についての考察

1. 社会保険における負担の免除
2. 免除事由・免除基準の概要と動向
 - 2.1 保険料の免除という問題の位置づけ
 - 2.2 免除事由
 - 2.3 免除基準
 - 2.4 社会的属性による免除
3. 給付に対する効果
4. 社会保障の将来像と社会保険における免除

II 老齢基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察

——保険料免除期間の算入の問題を中心に

1. 課題の設定
 - 1.1 国民年金保険料の免除の概要
 - 1.2 国民年金保険料の免除の特性
 - 1.3 国民年金保険料の免除と保険原理
 - 1.4 本論の課題
2. 老齢基礎年金の二重構造と下層部分の法的性質について
 - 2.1 老齢基礎年金の二重構造

- 2.2 下層部分の法的な性質について
- 2.3 老齢基礎年金の構造と保険原理について
- 3. 老齢基礎年金における保険原理の在り方についての検討
 - 3.1 障害基礎年金受給者の老齢基礎年金の問題について
 - 3.2 ハンセン病施設入所者や冤罪被害者等の問題について
 - 3.3 納付特例や段階的保険料免除の問題について
 - (1) 若年者猶予について
 - (2) 学生納付特例について
 - (3) 多段階免除について
- 4. おわりに

Ⅲ 社会保障の給付要件としての貢献・地位・地位の積み上がりについての考察

——日本とカナダの基礎年金及びベーシック・インカム相互性の構造についての分析から

- 1. 課題の設定
- 2. 分析の方法と諸概念の整理
 - 2.1 「多様な互惠性」と「相互性の構造」について
 - 2.2 「権利」と「義務」「責任」について
 - (1) 「権利」について
 - (2) 「義務」「責任」について
 - (3) 本節での整理と具体的な分析との関わり
 - 2.3 3つの分析枠組みについて
- 3. 日本の基礎年金についての分析
 - 3.1 基礎年金における相互性の構造についての分析
 - 3.2 老齢基礎年金における相互性の構造についての分析
 - (1) 保険料の全額納付期間と老齢基礎年金の上層（保険料分）における相互性の構造
 - (2) 申請免除期間と老齢基礎年金の下層（国庫負担分）における相互性の構造
 - (3) 育児休業による厚生年金保険料免除期間と老齢基礎年金における相互性の構造
 - (4) 第3号被保険者期間と老齢基礎年金における相互性の構造
 - (5) 学生納付特例、若年者猶予と老齢基礎年金における相互性の構造
 - (6) 拉致被害者・残留孤児・冤罪被害者と老齢基礎年金における相互性の構造
 - 3.3 考察
- 4. カナダのOAS年金についての分析

- 4.1 カナダの OAS 年金の概要
 - (1) カナダの年金制度の概要
 - (2) カナダの OAS 年金の概要
- 4.2 分析
- 4.3 考察——カナダ OAS 年金と日本の老齢基礎年金との異同について
- 5. ベーシック・インカムについての分析
 - 5.1 BI 構想で想定されている給付の概要
 - 5.2 分析
 - 5.3 考察——老齢基礎年金の下層やカナダ OAS 年金は BI 的と言えるか？
- 6. 「地位の積み上がり」による社会保障給付についての法的考察
- 7. おわりに

IV 老齢基礎年金についての規範的検討

——障害学におけるディスアビリティ概念を手がかりとして

- 1. 課題の設定
- 2. 老齢基礎年金に内在するディスアビリティと「自律」についての検討
- 3. 解決策の検討
 - 3.1 申請による保険料納付
 - 3.2 事後的な加算
 - 3.3 保険料の補填
 - 3.4 抜本的な改革
- 4. 終わりにかえて——「障害」の拡大と社会保険

補論「社会保障における負担の免除に関する検討

——社会保険料が最低限度の生活を侵害することの是非に関する法的検討」

I は、社会保険における負担の免除についての論点を整理し、その中で、国民年金保険料の免除と老齢基礎年金との関係にまつわる問題がどのように位置づけられるのかを探るものである。その結果、以下の事が明らかになった。すなわち、一般には、社会保険料について、その納付義務が縮減・消滅された場合、あるいは、そもそも払わなくてよいとされている場合、そのことが保険給付の内容に影響を与えることはない。しかし、老齢基礎年金については、免除期間等が給付の内容にマイナスに作用するという、他の社会保険にはない特徴を指

摘することが出来る。

Ⅱでは、①保険料の全額免除が認められていること、②保険料の免除が給付の内容に影響すること、③拠出との連関を見出しがたい給付が存在すること、といった国民年金の特性に着目し、特に、拠出との連関を見出しがたい給付について、その法的な性質とその意味を考察することを目的とした。その結果、老齢基礎年金は、拠出と連関の認められる部分（上層 A：保険料分）とそうでない部分（下層 B：国庫負担分）の二層として理解することができ、その区分は法的にも意味があることが示唆された。

Ⅲでは、R. Goodin の「相互性の構造(structures of mutuality)」についての分析枠組みを用いて、日本の基礎年金、カナダの OAS 年金、ベーシック・インカム（以下、BI と略す場合がある）の構造を分析し、日本の老齢基礎年金における拠出との連関を見出しがたい給付の位置づけを探ることを目的とした。その結果、日本の基礎年金には、様々な相互性のパターンが存在することが明らかになった。また、社会保険料拠出義務の解除を要件とするか否か等の相違点について留意が必要であるものの、日本の老齢基礎年金の下層（国庫負担分）やカナダの OAS 年金と BI には、「相互性の構造」において「地位」と「金銭」が対応するという共通点を見出すことができることが示された。一方、老齢基礎年金の下層（国庫負担分）やカナダ OAS 年金と、BI とでは、「地位の積み上がり」に対応する給付か、「地位そのもの」に対応する給付かという点では差異があり、この点からは、法的に異なる性質を持つものとして理解できることが示された。

Ⅳは、ⅡⅢの分析を踏まえた上で、障害学のディスアビリティの概念を用いて、老齢基礎年金の在り方について規範的検討を試みるものである。現行の基礎年金制度では、障害基礎年金を長期間受給している人々は、症状が軽快して障害年金に該当しなくなると、低い老齢年金しか受給できなくなる構造になっている。このことは、障害学の議論でいうディスアビリティが基礎年金に内在していることを意味しており、「自律」を重視する観点からも、できる限り解消されるべき問題であると言えることができる。これらのディスアビリティは、申出による保険料納付や事後的な加算、保険料の補填といった弥縫的な対応では、完全に払拭することは困難である。なぜなら、障害年金の受給に該当するインペアメントのある全ての人々が障害年金を受給しているわけではないし、インペアメントのある人々が全て障害年金の受給に該当する訳でもないからである。このように、日本の基礎年金に内在するディスアビリティは、障害年金受給者だけに関わる問題ではない。障害の概念が拡大してゆく現状の中で、これらのことは、老齢基礎年金において、給付に影響しない応能負担の保険料への転換や税方式への転換などの抜本的な改革が検討されるべき理由の 1 つになり得るものであろう。

また、ⅠとⅢの前提となったものを補論として収録した。

補論は、社会保険料が最低限度の生活を侵害することの是非に関する法的検討であり、特にⅠに関係するものである。Ⅰが、社会保険料の免除・減免のうち、なぜ国民年金保険料の免除のみが給付に影響を与えるのかという問題について考察するのに対し、補論は、国民年金保険料は全額免除が認められるのに、なぜ他の社会保険については全額免除が認められないのか、という逆の問題について法的考察をなしたものである。当時、社会保障における免除について制度横断的に考察した議論はなかったため、この論文で行った議論の枠組みが、翻ってⅠの枠組みを形作ることとなった。Ⅰのみならず、本論全体の問題意識の前提であり、出発点であるため、ここに収録した。

なお、Ⅰは、河野正輝・良永彌太郎・阿部和光・石橋敏郎編[2010]『社会保険改革の法理と将来像』（法律文化社）の「第7章 費用の負担 7-2 負担の免除事由・免除基準・免除の効果」を、Ⅱは、星野秀治[2013]「老齢基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察——保険料免除期間の算入の問題を中心に」『社会関係研究』（第19巻第1号）を、補論は、2002年1月に九州大学大学院法学府に修士論文として提出した「社会保障における負担の免除に関する検討——社会保険料が最低限度の生活を侵害することの是非に関する法的検討」を初出としている。また、Ⅲは、星野秀治[2014]「社会保障の給付要件としての貢献・地位・地位の積み上がりについての考察——日本とカナダの基礎年金及びベーシック・インカム相互性の構造の分析から」『社会関係研究』（第20巻第1号）、Ⅳは、星野秀治[2015]「老齢基礎年金についての規範的検討——障害学におけるディスアビリティ概念を手がかりにして」『社会関係研究』（第20巻第2号）として公表した。

それぞれ、書式を整えると共に、文言等について修正を加えて統一をはかっている。

審査結果の要旨

（論文の主題）

本論文は、社会保障制度の中で、貢献ベースの分配システムと必要ベースの分配システムのせめぎ合いが明瞭に観察される国民年金保険料の免除等と給付の連関の問題について、「相互性の構造」の観点から基礎年金の法的構造を分析すること、その上で障害学の知見に基づくディスアビリティの概念を手がかりに、老齢基礎年金の規範的検討を行うことを主題とするものである。

この主題を解明するために、本論文は以下のⅠ～Ⅳの4部に分けて、その考察を進めると

ともに、なお考察の前提にあった社会保険料の免除に関する検討を補論として加えるものである。

I 社会保険における負担の免除についての考察

II 老齢基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察

—保険料免除期間の算入の問題を中心に

III 社会保障の給付要件としての貢献・地位・地位の積み上がりについての考察

—日本とカナダの基礎年金及びベーシック・インカムの相互性の構造についての分析から

IV 老齢基礎年金についての規範的検討

補論 社会保障における負担の免除に関する検討

—社会保険料が最低限度の生活を侵害することの是非に関する法的検討

(論文の概要)

各部（I～IV）の概要は以下のとおりである。

I 社会保険における負担の免除についての考察

ここでは、社会保険における保険料の免除事由、免除基準および給付に対する免除の効果等の論点について考察を加えることにより、(1)社会保険料の免除事由について、①国民健康保険法と介護保険法では、災害等により生活が著しく困難となった一時的低所得に限って免除を認め、恒常的低所得についてはこれを認めていないこと、②近年、育児休業等の社会的属性を理由とする免除が登場・拡大してきたなかで、国民年金法や国民健康保険法は、厚生年金保険法や健康保険法と異なり、育児により就労制限される被保険者について保険料を免除する規定に欠けること、等の問題点を指摘し、また(2)給付に及ぼす免除の効果については、一般に社会保険料の納付義務が縮減・消滅された場合、そのことが当該被保険者等の受ける保険給付の内容に影響を与えることはないところ、老齢基礎年金については保険料の免除期間は法定免除・申請免除ともに国庫負担分に相当する期間のみ算入され、全部の給付をしないとされていること等の問題点を指摘した上で、(3)今後の免除のあり方や、最終的に誰がそれを負担すべきかを考えるにあたっては、何ゆえにその責任を負うべきかの理由によって見極められなければならない、その見極めのためには生活事故の社会的責任や社会保障の法的人間像といった議論が新たに問い返されるべき時期にきている、とする。

II 基礎年金の構造と保険原理の在り方についての考察——保険料免除期間の算入の問題を中心に

ここでは、国民年金保険料の免除の特性、国民年金保険料の免除と保険原理、老齢基礎年金の二層構造（保険原理と扶助原理からなる上層部分と保険原理が働かない下層部分）およ

び下層部分の法的性質、老齡基礎年金における保険原理の在り方等の論点について考察を加え、(1)保険料免除期間にかかる老齡基礎年金の給付は、拠出（貢献）によるものではないため、その財産権的保障について拠出を伴う給付と同様には議論できないが、一方では、保険料を免除されたことが「積み上がっている」ことを要件とするため、福祉年金等の貢献を要件としない他の社会扶助方式の年金とも異なる性質を持つこと等を明らかにする。

その上で、(2)二層構造からなる老齡基礎年金における保険原理の在り方について、具体的な局面を取り上げて検討を加え、①障害基礎年金受給者（法定免除者）の障害状態が軽快した場合に老齡基礎年金額が 1/2 に減額されるという取り扱いの問題性、②ハンセン病療養所の入所者（法定免除者）が退所して自立する場合に、老齡基礎年金が同様に減額される取り扱いの問題性（入所期間中の法的免除期間が足枷となって自立生活を困難にしている可能性の問題）、③冤罪により拘束されていたために保険料を拠出できなかった者や、原子力発電所の事故により避難を余儀なくされ生活の糧を失い保険料を拠出できなくなった者などについて、保険料免除と老齡基礎年金減額の問題性、④学生納付特例や若年者猶予が必ずしも年金権の確保に有効と言えない側面（大学院重点化によって博士後期課程に進学し 20 歳から 10 年を超えて学生の身分である者や、フルタイムに近い状態で働きながら放送大学等で学位の取得を目指している低所得の労働者について、学生という身分を有していることによって申請免除が認められない等）の問題性を指摘する。

Ⅲ 社会保障の給付要件としての貢献・地位・地位の積み上がりについての考察—日本とカナダの基礎年金及びベーシック・インカム相互性の構造についての分析から

ここでは、「相互性の構造（structures of mutuality）」に着目して日本の基礎年金を分析し、そこに様々な相互性のパターンが見出されることを明らかにした上で、保険料免除期間にかかる老齡基礎年金の給付について、同様に拠出を要件としないカナダの OAS 年金（Old Age Security Pension）や、ベーシック・インカム（Basic Income, BI）構想で想定されている給付との異同に着目して考察を加える。

第 1 章で、社会政策における「多様な互酬性（diverse reciprocity）」の議論は、1970 年代半ば以降の福祉国家再編期において支配的言説であった「福祉契約主義」に対する対抗言説として登場してきたものであること、それはグッディン（Goodin, Robert E.）の「相互性の構造」の分析枠組みに依拠する面を有していること、そしてこの分析枠組みは福祉契約主義への対抗言説としてのみならず、現行の社会保障法制の構造分析の枠組みとしても有効であること等を明らかにする。

第 2 章では、基礎年金における相互性の分析に用いる 3 つの枠組み、すなわち①条件性（conditionality）、②時間性（temporality）および③通貨性（currency）について、グッデ

インに依拠しつつ説明を加える。

第3章では、日本の基礎年金給付における多様な相互性を3つの分析枠組みを用いて分析する。すなわち、全額保険料を納付した期間に対応した老齢基礎年金は時間性において通時的であり、通貨性において金銭と金銭が対応するのに対し、例えば学生納付特例の期間中に初診日のある障害基礎年金は、時間性において偶発的であり、通貨性において地位と金銭が対応しているものである。一方、育児休業中の保険料免除期間については、通貨性において「金銭とは別の形の貢献」と金銭とが対応している、とする。

これらの多様な相互性がいかなる原理に基づくかについては、保険料の納付実績と比例関係にある老齢基礎年金の上層（保険料負担分）は貢献原理により、全額免除されていた期間の算入である老齢基礎年金の下層（国庫負担分）は地位原理によるとした上で、育児休業中の厚生年金保険料の免除期間についての老齢基礎年金は、アトキンソンの言う「参加所得」に近い性格を持つと言えること、逆に、学生納付特例などは「参加所得」的なものも地位原理的なものも認められないこと、さらに拉致被害者等に支給される老齢基礎年金のように「補償」の原理によると言うべきものも存在することを指摘する。このように、老齢基礎年金について、貢献原理によるもの、地位原理によるもの、「参加所得」的な貢献原理によるもの、「補償」原理によるものの4種にカテゴライズすることが可能と結論する。

第4章以下では、カナダのOAS年金とベーシック・インカム（BI）についての分析と日本法との比較を行った結果として、日本の老齢基礎年金の下層（国庫負担分）とカナダのOAS年金やBIには、相互性の構造において「地位」と「金銭」が対応するという共通点を見出すことができるが、社会保険料拠出義務の解除を要件とするか否か等の相違について留意が必要であるとし、また、老齢基礎年金の下層（国庫負担分）とカナダOAS年金やBIとは、「地位の積み上がり」に対応する給付か、「地位そのもの」に対応する給付かという点に起因する法的に異なる性質を見出すことができるとする。

IV 老齢基礎年金についての規範的検討——障害学におけるディスアビリティ概念を手がかりにして

ここでの課題は、障害学から提起されている「互惠性基準を相対化するアプローチ」の意義とその必要性を踏まえつつ、現行制度の持つ構造的な問題の一つとして、障害年金受給者が陥る低い老齢年金の問題を、障害学のディスアビリティの観点から検討することである。

障害年金受給者が陥る低い老齢年金の問題とは、精神障害や内部障害によって、長期間、障害年金を受給していた人が、リハビリの努力等によって軽快し、障害年金の受給要件に該当しなくなった場合に、フルペンションの1/2の老齢基礎年金しか受給できず、生活が成り立たなくなるという問題であり、「このように、ずっと障害年金を受給できる状態で居続けない

ければ、老後の生活が成り立たなくなるといった構造は、障害年金を受給している人々の、『元気になりたい』といった希望に反して、現状の状態で居続け、『できない』ことを証明し続けなければならない圧力を加え続けることとなっている。このような構造は、障害学で言う『できなくさせる社会』としてのディスアビリティの一つと理解することができ(43 頁)、年金法に内在するこのようなディスアビリティの構造は、自律を支援するという社会保障法の本来の目的理念にも反するとする。

この見地から、次に年金法上のディスアビリティを解消するために考えられる 4 つの方策について検討を加える。

第 1 に 2014 年に導入された「申出による保険料納付」方式については、障害により所得が少ないことが想定される障害年金受給者に対して、軽快した場合に備える為だけに、非障害者と同じ額の国民年金保険料を払うことを認めるもので、根本的な解決になり得ない。のみならず、障害年金受給者を法定免除者としたうえで保険料納付を申出により認める構図になっており、そこでの義務や権利のあり方は非障害者のそれとは異なる扱いであって、障害者権利条約における差別に該当する疑いもある。法定免除とした上で「納付届出」によって納付を認めるのではなく、申請免除の免除要件の一つとして障害年金の受給を規定し直すべきであるとする。

第 2 に「事後的な加算」方式については、2012 年に成立した「年金生活者支援給付金」に見られるとおり、その支給額、支給要件、権利性において脆弱な「福祉的な加算」にとどまるものであって、このように障害者を制度上区別して取り扱うことを前提として福祉的加算によって救済することは、障害者に対して健常者とは異なる「権利と義務のセットを含む社会的地位の割り当て」に他ならないから、この方策も障害者権利条約における差別に該当する疑いがあるとする。

第 3 に「保険料の補填」方式については、「事後的な加算」方式とは異なり、保険料を満額納付したのと同様の老齢基礎年金の権利を、障害年金受給者に付与することになると認められるから、障害者権利条約における差別の問題を生ずることはないと評価しつつも、新たに基準を設定して保険料補填の対象者を決定することに伴う問題と膨大な行政コストを避けられないとする。

このように、「保険料の補填」方式によっても解消できないディスアビリティが残ると考えられることから、最後に「抜本的な改革」として、①給付の内容と連動しない応能負担の導入、および②税方式への転換について、多様な相互性を容認する観点から検討する必要性を提言するものである。

(補論「社会保障における負担の免除に関する検討—社会保険料が最低限度の生活を侵害す

ることの是非に関する法的検討」の概要は省略)

(論文の評価)

本論文は、社会保障の法的研究において、新たな視点とそれに基づく規範的考察を提起したものであるとして高く評価することができる。それはとりわけ次の諸点において認められる。すなわち、(1)社会政策論における「多様な互酬性(互惠性)」や「相互性の構造」の議論を、「福祉契約主義」に対する対抗言説としてのみならず、現行の基礎年金法制の構造分析に持ち込んだこと、そして、そのことにより現行の基礎年金法制自体に多様な相互性のパターンを見出せることを明らかにしたこと、(2)「地位の積み上がり」に対応する金銭給付という捉え方には、単に税方式に基づく給付という従来の捉え方と異なった新しさが認められ、かつ、「地位の積み上がり」に対応する給付と「地位そのもの」に基づく給付の法的性質を区別することにより、相互性のパターンをより緻密に分析することに成功していること、および(3)障害学が切り開いたディスアビリティ概念を年金法の規範的考察に持ち込み、「できなくさせる」法的側面を浮き彫りにすることによって、社会保障法学においてこれまでにない試みを提起したと認められること、である。

もっとも、本論文にも今後において、より明確化することが望ましいと考えられる点が残されていないわけではない。例えば、(1)「相互性(mutuality)」と「互酬性(reciprocity)」の両概念の関連性と異同については、より明確にすることが望まれ、(2)「相互性の構造」の分析枠組みとしての条件性(conditionality)、時間性(temporality)、通貨性(currency)という3つの次元の概念化と応用については、なお再検討の余地が残されている可能性があり、そして(3)「地位の積み上がり」という概念についてはもう少しこれを深めること、とりわけ「地位の積み上がり」という視点から年金の財産権的保障の可能性と限界について分析を深めること、等が期待されるであろう。

このような展開がなお今後に望まれるとはいえ、上記の研究成果に示されているとおり、本論文は、これまでの社会保障法学の蓄積の上に、新規性と発展性に富む新たな知見を加えたものとして、博士学位授与にふさわしい業績と認められる。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	河野 正輝
副査	熊本学園大学教授	花田 昌宣
副査	熊本学園大学教授	堀 正嗣
副査	九州大学法学研究院准教授	笠木 映里

氏 名（本籍）	長島 正治（福岡県）
学 位 の 種 類	博士（経済学）
学 位 記 番 号	博（乙）経済 第2号
学位授与の日付	平成27年3月24日
学位授与の要件	学位規則第20条第2項該当
学 位 論 文 題 目	労働移動の開発経済分析 ハリス＝トダロー・モデルの理論的系譜
論 文 審 査 委 員	（主査）熊本学園大学教授 細 江 守 紀
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 マング・マング・ルウィン
論 文 審 査 委 員	（副査）熊本学園大学教授 慶 田 收

内容の要旨

本書は、開発経済学の領域における都市部と農村部間の労働移動のメカニズムを描写した最も有名な理論モデルの1つであるハリス＝トダロー・モデルを取りあげ、モデルとしてのシステムの源泉を純粋な新古典派の2部門モデルに求め、純粋な新古典派2部門モデルであるヘクシャー＝オリー＝サミュエルソン・モデルがどのように変容を遂げながら、ハリス＝トダロー・モデルとしての諸性質を備え、途上国経済の国内労働移動を説明するに至るのか、その過程を詳説することに主眼を置く。

ハリス＝トダロー・モデルとは、1970年の *American Economic Review* 誌に掲載された論文、Harris, John R., and Michael P. Todaro, “Migration, Unemployment and Development: A Two-Sector Analysis,” によって提示されたモデルである。ルイス（W. A. Lewis）モデルやフェイ＝ラニス（John C. H. Fei and Gustav Ranis）モデルに代表される2重経済モデル（dual economy model）では、開発途上国の近代部門（都市部門）において経済発展の過程で資本蓄積が行われる結果、近代部門での雇用創出による労働需要が増加して、農業部門をはじめとする伝統部門から近代部門へ労働移動が発生すると説明される。しかしながら、実際には、近代部門の労働需要は、伝統部門から移動してきた労働力を全て雇用できるほど十分なものではなく、その結果、伝統部門から近代部門へ移動し、かつ近代部門で雇用されなかった労働力の多くは、都市部のインフォーマル・セクターにおいて低賃金で雇用され就業することになる。

ここで言う都市部の“インフォーマル・セクター (informal sector)”とは、公式 (formal) の賃金体系で就労しない、非公式 (informal) な産業部門であり、すなわち日雇労働者や露天商あるいは屋台をはじめとしたサービス業と、規模の小さい従来型の製造業の事業所などを指し、法定最低賃金が適用されないという意味で非公式な部門であり、主として都市部で形成される。このインフォーマル・セクターは、農村部などの伝統部門と都市の近代部門の 2 つの部門間で緩衝部門としての機能を果たしており、その名のとおりの別名バッファ・セクター (buffer sector) とも呼ばれる。多くの場合、農村から都市に流入してくる労働者は、一旦インフォーマル・セクターに身を置きながらフォーマル・セクターでの雇用機会を探し、またフォーマル・セクターで解雇された労働者は、インフォーマル・セクターに入り、次の雇用機会を待つかあるいは農村に戻っていくのである。このように、開発途上国におけるインフォーマル・セクターは、経済発展において非常に重要なポジションを担っており、欠くべからざる産業部門としての役割を果たしている。インフォーマル・セクターは、経済発展の発展段階ごとに、その規模と機能を変えつつ、経済発展を後押しする存在であるとみなすことができる。

ハリス＝トダロー・モデルは、開発途上国において普遍的に観察される、農村から都市部への大規模な労働力の移動と、都市における広範なインフォーマル・セクターの存在を、同時に、かつ論理整合的に一般均衡のフレーム・ワークで説明した最初の理論モデルである¹。この論文の貢献によって、インフォーマル・セクターに身を置きながらフォーマル・セクターでの正規の雇用機会を探す農村からの出稼ぎ労働者の行動が労働者の合理的な意思決定の結果であり、労働の供給側としての主体的均衡が達成されている状態であると説明されることが可能になった。このことによって、開発途上国の都市部に存在するスラム (slum) やスクオッター (squatter) などの存在を経済合理性の観点から最適行動の結果として説明できるようになった。

ハリス＝トダロー・モデルは、そのオリジナル論文の発表からすでに 40 有余年が経過しており、決して新しい理論モデルではない。しかしながら、それはいまだに色褪せることなく、開発経済学あるいは国際経済学の領域において、強い説明力を持つ画期的なモデルとしての地位を保っており、多くの研究者がこのモデルを基礎にした、あるいは応用した研究を発表し続けている。当該モデルの持つ有意性は、都市部と農村部の間の労働移動のメカニズムを 1 つの仮説として明らかにしたこともあるが、それ以上に新古典派型の一般均衡の枠組みでインフォーマル・セクターを包含することを可能にした点にあり、また、そのフレーム・

¹ このアイデアのうち、幾分かは Todaro (1969) をその源にしている。詳しくは、Todaro (1969) を参照のこと。

ワークのシンプルさにあると言える。

一方、ヘクシャー＝オリーン＝サミュエルソン・モデル (Heckscher = Ohlin = Samuelson model、以後 *HOS* モデルと記す) は、一般に「ヘクシャー＝オリーン理論」と呼ばれる貿易の発生と貿易パターンを規定する理論を、サミュエルソン (P. A. Samuelson) が新古典派型の 2 部門モデルで定式化したものである。その意味でこのモデルは、“新古典派 2 部門モデルの国際貿易論への適用” と言えよう。個々の経済主体の主体的均衡、すなわち企業における利潤最大化行動と消費者による効用最大化行動の結果、*HOS* モデル内では生産と交換の両パレート最適性が実現されており、全ての経済合理性が達成されている。

したがって、その意味でこのモデルは“純粋理論”なのである。すなわち、純粋理論であるが故に、*HOS* モデルに現実的な仮定を置き、モデルに数々の制約を加えることで、現実の経済に近いモデルを設定することが可能となるのであり、それ自体が国際貿易論の学説史であるといっても過言ではない。

本書での重要な位置を占める「特殊要素モデル (Specific Factor model)」も、*HOS* モデルに現実的な仮定を設けることで得られる 1 つの理論モデルである。特殊要素モデルは、“純粋モデル”にたった 1 つの制約条件、すなわち「各部門には部門に固有の生産要素が存在し、それら生産要素は部門間を移動しない」という仮定を加えただけの極めてシンプルなモデルである。しかしながら、そこから導出されるいくつかの性質は、“純粋モデル”としての *HOS* モデルから導出されるものとは大きく異なる。そして、開発途上国のインフォーマル・セクターを理論的に説明し、部門間の労働移動のメカニズムを明らかにしたハリス＝トダロー・モデルは、そのモデルの形態のみで見れば、特殊要素モデルそのものである。

ハリス＝トダロー・モデルは、それ自身が開発途上国のインフォーマル・セクターと部門間労働移動を説明するように作られたモデルであると理解するよりも、純粋モデルとしての *HOS* モデルに、途上国経済に内在するであろういくつかの仮定を設定して、現実へ接近させた理論モデルであると理解した方が、モデルとしてのシステム、およびそこから演繹される諸性質を理解する上で便利である。

本書は、この考え方に立脚し、*HOS* モデルから出発し、現実の世界を描写するためのいくつかの仮定を設定しながら、最終的に途上国経済を説明するハリス＝トダロー・モデルに到る変遷を理論的に描くことを主たる目的として書かれている。開発経済学における理論的な側面を解説した著作は Basu (1997) をはじめいくつかの研究書と解説書が存在する（日本語で著されたものは、いわゆる教科書を除けばほとんど皆無である）が、新古典派 2 部門モデルである *HOS* モデルにその源を求め、モデルを現実的なものにする目的で、いくつかの“歪み(本文ではディストーションと呼ぶ)”を発生させる原因を段階的にモデル内に導入し、

それら段階ごとにモデルから導き出される諸性質を比較静学的手法を用いて導出しながら比較したものは、筆者の知る限りにおいて日本語のみならず英語においても存在しない。そのようなアプローチをとることによって、ハリス＝トダロー・モデルからその特徴として得られる政策論をはじめとする諸性質が、モデル内のどの原因によってもたらされるものであるか、あるいはハリス＝トダロー・モデルのどの制約を緩めれば、どのような結果が得られるのかなどを理解することが容易になる。

本書の構成は以下のとおりである。序章に続く 2 章は、国際経済あるいは国際貿易の教科書で通常解説されている *HOS* モデルを、「ケンプ・サミュエルソン・タイプ」と「ジョーンズ・タイプ」という異なる 2 種類のモデル形態で可能な限り詳しく解説したものである。ここでは、*HOS* モデルが内包するさまざまな性質が導出されるが、とりわけ「価格面と数量面の分離性」は *HOS* モデルの最大の特徴であり、この性質を基礎として「ストルパー・サミュエルソン定理」と「リプチンスキー定理」がそれぞれ導出される。

3 章は、パレート最適の成立を阻害する一般に“歪み”と言われるものとは何か、そしてそれら“歪み”は何故発生するのかといったいわゆるディストーション (distortion) に関する理論を筆者なりの視点からまとめた独自のサーベイである。ディストーションの理論は、バグワティ (J. Bhagwati) およびその共同執筆者によって著された一連の著作にほとんどの成果は集約されており、本章では、それら研究の中から、Bhagwati (1971) に沿って経済の歪み現象を厚生経済学的なパレート基準によって理論的に分類し、発生原因別に類型化することによって「ディストーション」の一般理論化を行う。その結果、部門間の賃金格差は、2 つの異なるディストーションを同時に引き起こしてしまうことが明らかとなる。

第 4 章では、産業の特徴を表す「要素集約度」について、物理的な意味での要素集約度と、費用的な意味での要素集約度についての概念を導入し、2 つの異なる要素集約度とシステム内の変数との対応関係について議論を展開する。物理的な要素集約度を「数量的要素集約度」と呼び、費用面から見た価額的な要素集約度を「価額的な要素集約度」と呼ぶ。これら 2 つの要素集約度の概念は、財の相対価格の変化や生産要素賦存量の変化が、生産要素報酬などのシステム内の内生変数に与える効果の決定において極めて重要な役割を果たす。したがって第 4 章では、これら 2 つの異なる要素集約度の概念と、変数間の対応関係について詳細に分析を行う。

第 5 章では、部門間に賃金格差が存在する場合の、外生変数の変化が内生変数に及ぼす影響について考察する。部門間賃金格差に起因するディストーションが経済内に発生している場合、モデルの供給側における「価格面」と「数量面」が分離可能ではない。したがって、

第 5 章では、価格面と数量面における外生変数の変化が、2 つの面の境界を越えて各内生変数にどのような影響をおよぼすのかについて分析が展開される。その結果、外生変数の変化が各部門の生産量に与える影響、生産量の変化が生産要素報酬に与える影響、さらには部門間賃金の格差の拡大が各部門の生産量に与える影響のそれぞれについて定理が導出される。

続く第 6 章では、議論をさらに拡張し、部門間賃金格差について、外生的に与えられる定数 α によってではなく、2 部門間の賃金格差自体を内生化する。加えて、モデル内に失業を導入し、2 つある部門のうち、都市部にのみ失業を仮定することによって分析をより現実的なものに接近させる。その上で、数量面の外生変数である生産要素賦存量と、価格面の外生変数である財の相対価格のそれぞれの変化が、財の産出量と要素報酬におよぼす影響について考察する。

第 7 章においては、第 2 章から第 6 章まで議論を展開してきた *HOS* モデルに対して、特殊要素モデルを導入する。既述のように、本稿で中心的な位置を占めるハリス＝トダロー・モデルは、システムとしてのモデルの形状から見ると、特殊要素モデルに属する。

HOS モデルにおいては、財の価格や生産要素報酬などが十分伸縮的に変動し、2 つの生産部門においても量生産要素は相互に代替的であり、またそれら生産要素は部門間を瞬時にそして自由に移動可能である。したがって、*HOS* モデルは、「長期」あるいは「超長期」の状態を分析する際に適したモデルであると言える。結果として、両部門の資本装備率はそれぞれ最適な資本装備率となり、すべての経済主体が主体的均衡を達成する。すなわち、*HOS* モデルは、システムの調整過程が完了するまでの十分な時間が経過した後に、経済がどのような状態になっているのかを明らかにしている。

それに対して、生産関数に部門間を移動不可能な生産要素が存在すると仮定すると、それは比較的「短期」あるいは「中期」の状態を分析する際に適したものとなる。これが特殊要素モデル(以下「*SF* モデル」と呼ぶ)と一般に呼ばれるモデルである。モデルの形状での *HOS* モデルと *SF* モデルの違いは、この部門間を移動不能な「当該部門に特殊な生産要素」が存在するかどうかだけであるが、モデルから演繹されるさまざまな性質は、*HOS* モデルと *SF* モデルでは大きく異なる。

これら 2 つのモデルから得られる性質で特筆に値するものは、モデルの供給面での「価格面」と「数量面」の分離性が成り立つかどうかである。*HOS* モデルでは、「価格面」と「数量面」が完全に分離されているために、資本装備率(k)、財の相対価格(p)、そして要素報酬比率(ω)の 3 つの変数が 1 対 1 の関係にある。しかしながら、*SF* モデルでは、「価格面」と「数量面」が分離されないため、上記 3 変数の 1 対 1 の関係が成り立たない。したがって、*SF* モデルにおいては、両部門の生産量を決定するために生産要素の賦存量のみならず生産

物の価格もまた必要となり、他方では生産要素の要素報酬を決定するために財の相対価格のみならず要素賦存量が必要となる。このことが、*SF* モデルから得られるさまざまな諸性質の基礎をなしていると言って過言ではない。

別の言い方をすれば、これら 2 つの面の分離性が成り立たないからこそ、第 9 章で展開される「ハリス＝トダロー・モデル」が、小国の仮定の下で財の相対価格(p)を固定したまま議論され得るのである。*SF* モデルの持つ、この「価格面」と「数量面」の分離不可能性と、ハリス＝トダロー・モデルの関係を明示的に示した研究は、筆者の知り得る限り存在しない。この点は、本稿における 1 つの学問的な貢献であると言える。

第 7 章では、第 2 章で展開した順序にあわせて、最初にケンプ＝サミュエルソン・タイプを、続いてジョーンズ・タイプの特種要素モデルが詳説される。続いて、比較静学のための準備としての式の変形を経て、第 8 章において、特種要素モデルに関する外生変数の変化による比較静学分析を展開する。

最終章である第 9 章は、各章で展開する生産要素賦存量に関する比較静学の結果を現実の経済に当てはめ、かつ都市部のインフォーマル・セクターが縮小するための条件を導出した、長島（2006）を加筆・修正したものである。フィリピンのセブ島におけるわが国からの円借款の経済効果を評価する中で、都市部においていわゆる“トダロー・パラドックス (Todaro's paradox)”が発生していることが明らかとなり、「経済発展による貧困の助長」を回避するためには、どのような条件が満たされなければならないかを「ハリス＝トダロー・モデル」を用いた比較静学によってシンプルな形で導出したものである。

経済援助の在り方が各国で議論され、変わりつつある。従来の、経済開発に焦点を絞った都市開発型の単発的開発援助よりも、持続性を併せ持った貧困の削減あるいは解消に直結するような経済援助が重要であるとする考え方が、世界銀行をはじめとする援助当局によって敷衍され、すべからくわが国もこれまでの援助政策の方向性を変化させなければならない状況に直面している。

かかる状況の中で、筆者が最終章において導出する 1 つの必要十分条件は、これからの経済援助の在り方に対する 1 つの指針を与えるものである。すなわち、都市部の経済開発によって雇用機会が創出されることによって、周辺農村部からの都市部への労働流入が増加し、結果的に 1 人当たりの所得が減少するという、いわゆるトダロー・パラドックスの発生を抑えるためには、都市部での経済開発と同時に、周辺農村部でも農業生産性を上げるような農業開発、あるいは農業以外からの現金収入が拡大するような農村開発を行わなければならないということをその条件は物語る。別の見方をすれば、農業開発あるいは農村開発を推し進めることによって、都市部での社会インフラ等の開発効果が増長されてくるのである。

当該条件は、P. Neary (1978) において、「都市部の資本ストックの増加が、都市部の一人当たり所得に与える効果は一義的には不明である」と示されていた疑問に対する 1 つの解答を与えるものであり、本稿における最も大きい学問的貢献である。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文の主題は、開発経済学の領域における都市部と農村部間の労働移動のメカニズムを描写した理論モデルであるハリス＝トダロー・モデルをとりあげ、そのモデルの源泉を純粋な新古典派の 2 部門モデルに求め、新古典派 2 部門モデルであるヘクシャー＝オリー＝サミュエルソン・モデルから、どのように変容を遂げながら、ハリス＝トダロー・モデルに至ったのか、その過程を系譜論的に詳説し、ハリス＝トダロー・モデルの構造の解明を行うことである。

(論文の概要)

ハリス＝トダロー・モデルは、開発途上国において普遍的に観察される、農村から都市部への大規模な労働移動と都市における広範なインフォーマル・セクターの存在を、同時に、かつ論理整合的に一般均衡のフレーム・ワークで説明した理論モデルである。長島氏は、ハリス＝トダロー・モデルが、新古典派型の一般均衡の枠組みをもとに、途上国経済に内在するいくつかの特質を仮定として設定して、現実へ接近させた理論モデルであるという観点からその展開過程を詳細に検討することによってハリス＝トダロー・モデルの特徴を明らかにし、その分析をつうじて途上国におけるトダロー・パラドックスと言われる問題の解決策を提案している。本書の構成は以下のとおりである。

序章に続く第 2 章では、国際貿易の標準モデルであるケンプ・サミュエルソン・タイプとジョーンズ・タイプという異なる 2 種類のモデルを解説し、価格面と数量面の分離性がこれらのモデルの最大の特徴であること、この性質を基礎としてストルパー・サミュエルソン定理とリプチンスキー定理がそれぞれ導出されることが説明される。

第 3 章は、パレート最適の成立を阻害する“歪み”(ディストーション)の存在が途上国の特徴の一つであるとしてディストーションに関する理論をサーベイしている。バグワッティに沿って経済の歪み現象を厚生経済学的なパレート基準によって理論的に分類し、発生原因別に類型化することによってこのディストーションについての一般理論化を行い、そのうえで、部門間の賃金格差は、2 つの異なるディストーションを同時に引き起こしてしまうこ

とが明らかにされている。

第4章では、2つの異なる要素集約度の概念とシステム内の変数との対応関係について議論を展開している。財の相対価格の変化や生産要素賦存量の変化が生産要素報酬などのシステム内の内生変数に与える効果の決定において要素集約度の概念が極めて重要な役割を果たすことが示され、次章の比較静学の基礎的理論を提供している。

第5章では、部門間に賃金格差が存在する場合の、外生変数の変化が内生変数に及ぼす影響について考察している。部門間賃金格差に起因するディストーションが経済内に発生している場合、モデルの供給側における価格面と数量面が分離可能ではない。そこで、価格面と数量面における外生変数の変化が、2つの面の境界を越えて各内生変数にどのような影響を及ぼすのかについて分析される。その結果、部門間賃金の格差の拡大が各部門の生産量に与える影響のそれぞれについて定理が導出される。

第6章では、2部門間の賃金格差自体を内生化する。加えて、モデル内に失業を導入し、2部門のうち、都市部にのみ失業を仮定することによって分析をより途上国の現実に近いものに接近させる。その上で、数量面の外生変数である生産要素賦存量と、価格面の外生変数である財の相対価格のそれぞれの変化が、財の産出量と要素報酬におよぼす影響について考察している。

第7章では、部門に特殊的で、部門間で移動不可能な生産要素をもつ特殊要素モデルを導入する。最初にケンプ＝サミュエルソン・タイプの、続いてジョーンズ・タイプの特殊要素モデルが詳説され、特殊要素モデルに固有の価格面と数量面の非分離性を考慮して、次章での比較静学のための基礎的な分析を行っている。

第8章においては、特殊要素モデルに関する外生変数の変化による比較静学分析が展開されている。その結果、部門に特殊であり部門間で移動できない資本が存在する特殊要素モデルにおける拡大効果として、両部門で共通に用いられる労働に対する報酬の変化率は両方の財価格の変化率の中間に位置することが示される。

最後に第9章では、各章で展開する生産要素賦存量に関する比較静学の結果を現実の途上国経済に当てはめ、かつ都市部のインフォーマル・セクターが縮小するための条件を導出した。とくにフィリピンのセブ島におけるわが国からの円借款の経済効果を評価する中で、都市部においてトダロー・パラドックスが発生していることから、経済発展による貧困の助長を回避するための条件を、ハリス＝トダロー・モデルを特殊要素モデルの観点から比較静学をすることによって導出し、このパラドックスから抜け出すための政策提言を行っている。

(論文の評価)

長島氏は新古典派 2 部門モデルの国際貿易論への適用モデルであるヘクシャー＝オリーン＝サミュエルソン・モデルを基礎に、現実の世界を描写するためのいくつかの仮定を設定しながら、最終的に途上国経済を説明するハリス＝トダロー・モデルに到る変遷を理論的に示すことを主たる目的として本論文を書いている。開発経済学における理論的な研究で、新古典派 2 部門モデルをより現実的なものにするため、いくつかの“歪み (ディストーション)”を発生させる要因を段階的にモデル内に導入し、段階ごとに比較静学的手法を用いて分析することによって、最終的にハリス＝トダロー・モデルの特徴を明確にした系譜論的な本研究は、独創的な研究視点であり、高く評価できる。また、そのなかで、第 5 章の部門間賃金格差に起因するディストーションが両部門の生産量への影響の分析や第 8 章の特殊要素モデルに関する外生変数の変化による比較静学分析が独自に展開されており、学問的な貢献が高い。そして、こうした系譜論的展開は最終章での政策提言へと結実していく。

現在、経済開発に焦点を絞った都市開発型の単発的開発援助よりも、持続性を併せ持った貧困の削減あるいは解消に直結するような経済援助が重要であるとする考え方が、世界銀行をはじめとする援助当局によって敷衍され、これまでの援助政策の方向性を変化させなければならない状況に直面している。最終章において長島氏は、都市部の経済開発によって雇用機会が創出されるが、周辺農村部からの都市部への労働流入が増加し、結果的に 1 人当たりの所得が減少するというトダロー・パラドックスの発生を抑えるための理論的条件をハリス＝トダロー・モデルの特殊要素モデル的検討をつうじて導出し、都市部での経済開発と同時に、周辺農村部でも農業生産性を上げるような農業開発、あるいは農業以外からの現金収入が拡大するような農村開発を行わなければならないことを提言している。この条件は、都市部の資本ストックの増加が、都市部の一人当たり所得に与える効果は一義的には不明ではないかとされていた疑問に対する 1 つの解答を与えるものであり、本論文の最も大きい学問的貢献である。

このように、ハリス＝トダロー・モデルを巡る系譜論的理論研究は、あらたな途上国の政策提言として結実しており、本論文における長島氏の研究は開発経済論の理論的發展に寄与していると判断される。もちろん、ハリス＝トダロー・モデル自身のもつ限界・課題については多くのことが指摘されているが、長島氏は多くの途上国での現地調査を進めており、そうして課題を自身のこれまでの研究に取り込んでいくものと期待される。

以上より本論文は博士（経済学）の学位を取得するに十分な水準に達していると認めることができる。

学位論文審査委員

主査 熊本学園大学教授 細 江 守 紀

副査 熊本学園大学教授 マング・マング・ルウィン

副査 熊本学園大学教授 慶 田 收

博士学位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 12 号

平成 27 年 6 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号
電話番号 096 (364) 5161